

# 平成26年度重点提案・要望書

福 井 県



福井県政の推進につきましては、日ごろから格段の御配慮、御支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

今、わが国は、急速な少子高齢化、本格的な人口減少の時代を迎えています。この流れの中で、日本の活力を取り戻すためには、大都市に過度に集中した人や企業を地方に分散することにより、地方の充実した生活環境や出生率の高さを活かした質の高い育児・教育を享受できるようにし、人口増加、国民の幸福度の向上を実現することが必要です。

また、東日本大震災を教訓に、「国土の強靱化」という観点から、原子力発電の安全確認と信頼回復はもとより、太平洋側に偏っているエネルギーや交通インフラの日本海側における整備・多角化を進めて日本海国土軸を形成し、国土構造を複軸化することが急務となっています。

福井県は、豊かな自然、文化、伝統、人と人との絆やつながりなど、かけがえのない魅力に恵まれ、幸福度の高い県として評価を受けています。本県では、こうした持てる力を最大限に活用して、全力で県民がふるさとに誇りを持てる地域づくりを進めています。

次に掲げた事項は、いずれも、地方の活力の増進はもとより、わが国における人と国土の強靱化にも必要不可欠な事項ですので、その実現に特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成25年6月

福井県知事 西川 一誠

# 平成26年度重点提案・要望項目一覧

## 最重点事項

- 北陸新幹線の早期完成と県内整備の促進 . . . . . 2
- 高規格幹線道路の早期開通 . . . . . 3
- 原子力政策の明確化・原子力発電所の安全対策の強化 . . . . . 4
- 原子力発電所周辺地域の防災体制の強化 . . . . . 6
- 原子力発電所立地地域への陸上・海上自衛隊の配備 . . . . . 8
- 原子力発電所立地地域の振興 . . . . . 9
- 電源三法交付金・補助金制度の拡大と弾力的な運用 . . . . . 14
- エネルギー研究拠点化計画の推進 . . . . . 16
- 日本海側におけるエネルギーインフラの整備・多角化 . . . . . 19
- 地方分権改革の推進 . . . . . 20

## 地方からの政策提案

- 企業の地方分散の促進 . . . . . 28
- 家族みんなで地方での豊かな暮らしを実現 . . . . . 30
- わが手で育てる「0～2歳育児」を応援 . . . . . 31
- 新規学卒者の地方での就職を促進 . . . . . 32
- 外国人留学生を地方に定着 . . . . . 33
- ふるさと納税をさらに使いやすい制度に . . . . . 34
- 大規模園芸の促進により日本海側の園芸産出を増大 . . . . . 36

## 重点事項

- 財政出動の効果を全国のすみずみにまで波及 . . . . . 40
- 地場産業の新分野展開を加速 . . . . . 42
- 力強い農林水産業を実現 . . . . . 44
- 人間力を高める質の高い教育 . . . . . 50
- 生活の質を高める医療・福祉 . . . . . 54
- 安心を守る防災・安全対策 . . . . . 62
- 災害に強い国土づくり . . . . . 66
- 強靱な物流体制を確保 . . . . . 68
- 地域の豊かな環境と自然を保全 . . . . . 70
- 平成30年福井国体の開催 . . . . . 74

# 最重点事項

- ❑ 北陸新幹線の早期完成と県内整備の促進
- ❑ 高規格幹線道路の早期開通
- ❑ 原子力政策の明確化・原子力発電所の安全対策の強化
- ❑ 原子力発電所周辺地域の防災体制の強化
- ❑ 原子力発電所立地地域への陸上・海上自衛隊の配備
- ❑ 原子力発電所立地地域の振興
- ❑ 電源三法交付金・補助金制度の拡大と弾力的な運用
- ❑ エネルギー研究拠点化計画の推進
- ❑ 日本海側におけるエネルギーインフラの整備・多角化
- ❑ 地方分権改革の推進

# 北陸新幹線の早期完成と県内整備の促進

総務省、財務省、国土交通省、鉄道・運輸機構

## 提 案

北陸新幹線は、複軸型の国土構造の核となる重要な路線であり、災害対応はもとより、経済成長の実現の観点から、国土強靱化のための国家プロジェクトとして、優先して整備すること。

- 1 敦賀までの完成・開業を1年でも早く実現すること。
- 2 工期短縮に必要な財源については、公共事業費の拡充や新規着工区間の貸付料の前倒し活用などにより、十分確保すること。
- 3 早期の工事発注を進め、県内事業者の受注機会を確保・増大するとともに、県産品を活用すること。
- 4 敦賀以西については、整備計画に位置付けられた若狭ルートの実現に必要な調査を速やかに進め、沿線府県の意見を聞いた上で、早期に決定すること。
- 5 大阪までのフル規格による全線整備を実現すること。
- 6 将来のリニア中央新幹線の開業による経済効果の発現を強めるため、北陸・中京圏間の接続向上を進めること。

## 現状と課題

- ・国土強靱化のためには集中的な減災対策が必要。北陸新幹線は東海道新幹線の代替機能を有し、災害対策に大きな役割を果たすとともに、日本海国土軸を形成する重要な路線
- ・昨年6月に着工認可された区間 金沢・敦賀間 約125km（うち県内区間約74km）  
工事費（その1認可） 約9,000億円（うち県負担対象工事費 約6,100億円）
- ・敦賀開業は、認可から14年後の平成37年度の予定（他の地域における認可から開業までの期間は10年程度）。金沢開業から概ね10年強後とされているが、その間に北陸三県に大きな格差が生じないように開業を早めることが必要
- ・敦賀までの完成・開業を1年でも早く実現するためには、新幹線用地の早期確保と、長い工期が見込まれる九頭竜川橋りょうや新北陸トンネルの全工区および他のトンネル区間の早期着工が課題
- ・金沢・敦賀間の早期開業による経済波及効果は、北陸全体で年間約800億円
- ・平成25年2月に設置された自民党整備新幹線等鉄道調査会では、年内を目途に工期短縮に関する具体策をまとめる方針で議論。また、5月16日には、与党整備新幹線建設推進PTの初会合
- ・全国新幹線鉄道整備法に基づく整備計画（昭和48年11月13日決定）では、北陸新幹線の主要な経過地として「小浜市付近」と明記されており、敦賀以西については若狭ルートとすべき

## 担当部署

総合政策部 新幹線建設推進課

## 高規格幹線道路の早期開通

国土交通省

## 提 案

強靱な国土を形成するためには、高速交通体系を複軸化することにより、相互補完・代替性を確保することが急務である。

わが国の東西をつなぐ国土軸として重要な機能を有し、本県においてミッシングリンクが生じている高規格幹線道路について早期整備を行うこと。

## 1 中部縦貫自動車道の早期開通

## (1) 大野油坂道路の早期事業化

- ① 未事業化区間の大野・大野東間（5 km）について、早期に新規事業として採択すること。
- ② 大野東・油坂間（29.5 km）については、速やかに用地買収を行うとともに、区間最長となる荒島第2トンネル（仮称）工事に平成26年度から着手し、大野油坂道路の10年以内の全線開通を実現すること。

## (2) 永平寺大野道路の早期全線開通

平成26年度に予定されている福井北・松岡間（2.2 km）の開通を一日も早く行うとともに、永平寺東・上志比間（5.3 km）の工事を加速させ、平成28年度までの早い時期に全線開通を実現すること。

## 2 舞鶴若狭自動車道の早期開通

平成26年夏までの全線開通を実現すること。

また、敦賀南スマートインターチェンジ（仮称）の早期整備を行うとともに、三方PAスマートインターチェンジ（仮称）については、速やかに連結許可を行うこと。

## 現状と課題

- ・中部縦貫自動車道や舞鶴若狭自動車道の整備は、本県の観光・産業の振興のみならず、国土の東西軸の強化につながる、国にとっても重要なプロジェクトであり、「真に必要な道路」として、着実に整備することが必要
- ・東海北陸自動車道や北陸自動車道、名神高速道路等と一体となった大環状ネットワークが形成され、首都圏、近畿圏、中部圏、北陸圏相互の経済交流の拡大が期待
- ・関東方面から中部縦貫自動車道、舞鶴若狭自動車道を経て関西に抜けるルートは、中部圏や近畿圏の太平洋側で大規模な災害が発生した場合に、国土の東西交通の代替補完機能を発揮する重要な道路ネットワーク

## 担当部署

土木部 高規格道路推進課

# 原子力政策の明確化・原子力発電所の安全対策の強化

内閣府、文部科学省、経済産業省、原子力規制委員会

## 提 案

エネルギー政策は、国民生活の安定、産業の発展、国家の安全保障に直接関わる重要事項である。

また、国民の安全・安心を確保するためには、国は十分な科学的根拠に立って、原子力発電所の運転と安全対策を進める必要があるため、以下の対策を講じること。

### 1 エネルギー政策の見直し

#### (1) 原子力発電の位置付けの明確化

原子力発電の意義を確認し、長期的なエネルギーバランスを検討して、国民の納得と理解を得る形でエネルギー政策を見直すこと。

また、エネルギー政策の見直しにおいては、原子力発電所の立地自治体の意見を反映すること。

#### (2) 核燃料サイクル政策の方向性の早期提示

核燃料サイクル、使用済み核燃料の中間貯蔵・最終処分等の課題については、国の責任において早期に方針を示すこと。

特に、使用済み核燃料の中間貯蔵については、消費地も交えた協議を早期に開始すること。

### 2 安全確保対策の充実強化

福島第一原子力発電所事故から既に2年以上が経過している。今年7月に施行予定の新たな規制基準に基づいて原子力発電所の安全を早期に確認し、国民の不安をなくすこと。

また、現場を重視した実効性ある安全規制や安全対策を進めること。

### 3 国際プロジェクトとしての「もんじゅ」の研究開発の推進

エネルギー安定確保の最先端の科学技術として先進諸外国からの期待の大きい「もんじゅ」については、人員を刷新し、国際的な位置付けを明確にして、IAEAなどの国際機関との連携の下、日本の科学技術を生かしたモデルプロジェクトとして推進すること。



## 現状と課題

### 1 エネルギー政策の見直し

#### (1) 原子力発電の位置付けの明確化

- ・国は、総合資源エネルギー調査会総合部会において、将来にわたるエネルギーの安定供給やエネルギーコスト低減の観点も含め、エネルギー基本計画の改定のための議論を行い、年内を目途に一定の取りまとめを行う予定
- ・安倍総理大臣は、1月29日に行った本県知事との面談の中で「『2030年代の原発ゼロ目標』をゼロベースで見直し、責任あるエネルギー政策を作りたい。また、原発再稼働は最終的に国が責任を持って決定する」との見解を示した。

#### (2) 核燃料サイクル政策の方向性の早期提示

- ・アジアや中近東を中心に原発の新增設が計画されており、今後、放射性廃棄物処分の問題は一層重要度を増してくる。
- ・核燃料サイクルは、世界共通の課題であり、安倍総理大臣は1月29日の面談の中で「最先端の技術を持つ日本がリードする気概を持って取り組む」との見解を知事に示した。核燃料サイクルを曖昧なまま放置することなく、国の責任において早期に方針を示すことが必要
- ・特に、使用済み燃料の中間貯蔵・最終処分の問題については、先送りできない課題であり、国は、昨年11月に設置するとして「使用済核燃料対策協議会」を早期に開催し、消費地を交えた協議を開始することが必要

### 2 安全確保対策の充実強化

- ・今年4月10日、原子力規制委員会は原発の新たな規制基準案を決定。パブリックコメントの結果を踏まえ、7月18日までに新たな規制基準を施行予定
- ・新基準施行後は、同基準に基づく原発の安全性を速やかに確認することが必要

### 3 国際プロジェクトとしての「もんじゅ」の研究開発の推進

- ・「もんじゅ」は、将来にわたりエネルギーを安定確保する最先端の科学技術として、国内はもとより先進諸外国からも期待されている。
- ・また、アクチニドなど放射性廃棄物の量を7分の1に減らし、管理が必要となる有害な期間を10万年から300年に短縮する科学技術としても期待されている。

## 担当部署

安全環境部 原子力安全対策課

# 原子力発電所周辺地域の防災体制の強化

内閣府、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、防衛省

## 提 案

立地地域住民の安全・安心を確保するため、原子力発電所周辺の防災対策を一層充実強化する必要があることから、以下の対策を講じること。

### 1 原子力災害制圧道路等の早期整備

#### (1) 特別な財政支援措置の継続・充実

原子力発電所周辺の原子力災害制圧道路について、国による特別な財政支援措置を継続し、早期に整備すること。

#### (2) 幹線道路の強化

舞鶴若狭自動車道や国道8号、国道27号など幹線道路網が寸断されることのないよう、バイパスの整備や道路の拡幅など防災機能を強化すること。

### 2 原子力防災対策の充実

#### (1) 広域避難体制の整備

県域を越えた広域避難における避難ルートの設定や具体的な避難手段の確保、避難先への物資調達などが迅速に行われる体制を国が責任をもって整備すること。

#### (2) SPEEDIの活用

SPEEDIについては、放射線量の推定機能や被ばく線量の評価機能を充実強化し、計算結果の迅速な公開や避難に際しての活用方法の提示を行うなど、原子力防災対策において十分活用できるようにすること。

#### (3) 代替オフサイトセンターの整備

地震・津波等の大規模災害を想定し、国の責任において代替オフサイトセンターを早期に確保すること。

#### (4) 原子力災害時における救援・救護体制の強化

被害のリスクや頻度、損害が大きくなる原発近接地域の住民の早期避難や災害時要援護者に対する避難体制を確保するため、予め自衛隊や海上保安庁などが一体となった避難支援体制を整備すること。

#### (5) 乳幼児用安定ヨウ素剤の開発

既存の乳幼児用安定ヨウ素剤は調剤が必要であることから、乳幼児が迅速に服用できる安定ヨウ素剤の開発および製造について、早急に製薬業者等を指導・支援すること。

## 現状と課題

### 1 原子力災害制圧道路等の早期整備

#### (1) 道路整備の財源確保

- ・本県の原子力発電所は、全て半島に位置し、各発電所へのアクセスは1路線のみ。この限られたアクセス道路が寸断されると、事故発生時の初動対応に必要な人員、重機などの輸送や、住民の迅速な避難に多大な影響を及ぼす。
- ・平成25年度は、原子力発電施設等立地地域特別交付金により30億円が確保されたが、毎年度ごとに十分な予算措置を確実に行うことが必要

#### (2) 幹線道路の防災強化

- ・国道8号などの幹線道路では、大雪による交通遮断が頻発（平成24年12月23日に敦賀市吉川～坂下間で5時間53分通行止めなど）
- ・原発周辺の幹線道路については、大規模地震や異常気象時等にも交通を確保できる防災機能の強化が不可欠

### 2 原子力防災対策の充実

#### (1) 広域避難体制の整備

- ・県域を越えた広域的な避難における渋滞予測を考慮した避難ルートの設定やバスなどの具体的な避難手段の確保、避難先への支援物資の調達などが迅速に行われる体制の整備が必要

#### (2) SPEED Iの充実

- ・昨年7月にまとめられた「東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会」の最終報告では、SPEED Iが有効に活用されていれば、自治体および住民が、より適切に避難のタイミングや避難の方向を選択できた可能性を指摘

#### (3) オフサイトセンターの機能強化

- ・福島第一原発事故では、発電所から5kmの距離にあったオフサイトセンターが地震による非常電源の損壊のために機能せず、さらにセンター自体が避難区域に含まれたため、その機能を60kmほど離れた福島県庁に移さざるを得なかった。

#### (4) 原子力災害時における救援・救護体制の強化

- ・東日本大震災のような複合災害に備えるためには、道路の整備のみならず、海上、空路による住民避難体制が不可欠
- ・このため、自衛隊や海上保安庁などが一体となった避難支援体制を事前に整えることが必要

#### (5) 乳幼児用安定ヨウ素剤の開発

- ・今年4月10日に改定原案が示された原子力災害対策指針において、PAZ（予防的防護措置を準備する区域）では安定ヨウ素剤の事前配布とその具体的な手法が示された。
- ・しかし、乳幼児については、放射性ヨウ素による影響が大人より大きいにも関わらず、既存の乳幼児用安定ヨウ素剤は調剤が必要であり、事前に配布できないことから、事前に配布でき、容易に服用できる乳幼児用の薬剤の開発が必要

## 担当部署

安全環境部 危機対策・防災課 / 健康福祉部 地域医療課 / 土木部 道路建設課、道路保全課

# 原子力発電所立地地域への陸上・海上自衛隊の配備

防衛省

## 提 案

本県には、全国最多14基の原子力発電所が立地している。昨今の朝鮮半島情勢等から、発電所がテロの標的になることが懸念されており、国としても強い危機感を持つべきである。また、県内すべての原子力発電所が半島部に立地していることから、原子力災害時における周辺住民の迅速な避難が課題となっている。

国民の生命、身体および財産を保護する観点から、自衛隊が原子力発電所等の重要施設を警護・防護できるように法的措置を行うとともに、本県の原子力発電所立地地域に強力な輸送手段と要員を有する陸上・海上自衛隊の常駐と初動を実行するための配備を行うこと。

## 現状と課題

- 原子力発電所は、現在、警察による警戒・警備が行われているが、テロ等の不測の事態に対処するには、警察・海上保安庁・自衛隊の連携を強化し、必要な人員・組織・装備を充実することが必要
- 現在、自衛隊の警護出動の対象は、自衛隊施設と在日米軍施設に限定されている（自衛隊法第81条の2）
- 「防衛計画の大綱」の見直しに向けた動き
  - 「防衛計画の大綱」の見直しと中期防衛力整備計画の廃止を閣議決定
    - 小野寺防衛大臣が新たな防衛大綱と中期防の年内策定に向け、検討作業に入るよう指示（平成25年1月25日）
  - 防衛省「防衛力のあり方検討委員会」初会合（同上）
    - 新たな大綱に関する中間報告を、6月末を目途にとりまとめ
    - 自民党が新たな大綱に関する提言をとりまとめ（平成25年5月30日）
      - 原子力発電所などの重要施設への防衛に必要な自衛隊の権限、部隊配置を適切に見直す（提言抜粋）
    - 警察と海上保安庁が原発でのテロ訓練実施（平成25年5月11日）
- 原子力施設に対するテロ攻撃は、わが国では前例がないが、アメリカや南アフリカでは、武装勢力による攻撃が行われたことがあり、予断は許されない。
  - 2007.11.2（アメリカ） アリゾナ州パル・ベロテ原発に入ろうとした契約従業員の車両からパイプ爆弾が発見
  - 2007.11.8（南アフリカ） ペリンダバ原子力研究施設を銃で武装した4人組が襲撃
- 本県の原子力発電所立地地域周辺には、陸上自衛隊の鯖江駐屯地（福井）、今津駐屯地（滋賀）、福知山駐屯地（京都）などがあるものの、いずれも原子力発電所から40～60km以上離れており、有事における迅速な対応に不安
- 原子力災害時の迅速な避難のため、自衛隊による即応体制の強化が必要

## 担当部署

総務部 市町振興課 / 総合政策部 政策推進課 / 安全環境部 危機対策・防災課

# 原子力発電所立地地域の振興（1）

厚生労働省、経済産業省

## 提 案

東日本大震災の発生に起因した原子力発電所の運転停止により、地元企業では電力会社からの受注が減少し、雇用環境や資金繰りの悪化など、地域経済に大きな影響が出ている。このため、以下の対策を実施することが急務である。

### 1 雇用対策

- (1) 雇用調整助成金の支給要件、年間支給日数の上限制限を緩和し、助成率を引き上げること。
- (2) 緊急雇用創出事業臨時特例基金に基づく「重点分野雇用創造事業」、「起業支援型地域雇用創造事業」を平成26年度以降も継続実施すること。

### 2 資金繰り対策

- (1) 立地地域の中小企業を対象に、全業種指定のセーフティネット保証（2号）を適用すること。
- (2) 「東日本大震災復興緊急保証制度」に準じて、一般保証制度、セーフティネット保証制度に加え、さらに別枠の保証制度を設けること。
- (3) 立地地域の中小企業を対象に、マル経融資の従業員要件を緩和すること。

### 3 地方自治体が独自に行う経済雇用対策への支援

立地地域において、地方自治体が独自に行う雇用確保、中小企業への資金繰り支援などの経済・雇用対策について、国策として原子力政策を進めてきた国の責任において支援すること。

### 4 舞鶴若狭自動車道の利用促進

本県原発立地4市町を全て通過する舞鶴若狭自動車道について、観光誘客の拡大、企業の新規立地の促進や物流の拡大など、利用促進に向けて通行料金を減免するために必要な支援を実施すること。

## 現状と課題

### ○本県立地地域の状況

- ・本県立地地域の約2割の事業所が原発と取引関係  
事業所数 約 1,600社 (全 8,200社)
- ・上記事業所の約6割が売り上げ減少の見込み (H25.3調査)  
(主な業種の売上額の減少率 (見込み))
  - 建設業 30%
  - 作業員向け宿泊施設 68%

### 1 雇用対策

#### (1) 雇用調整助成金の支給要件の緩和

- ・立地地域の雇用環境

##### ① 新規求人数 (影響が大きい業種)

	23年8月～ 24年1月	24年8月～ 25年1月	対前年同期比	
			人数	増減率
建設業	781	718	△63	△8.1%
宿泊業・飲食サービス業	757	703	△54	△7.1%
計	1,538	1,421	△117	△7.6%

##### ② 事業主都合離職者数

H23 H24  
682人 ⇒ 891人

- ・雇用調整助成金の拡充

(要件緩和案)

現状：「最近3か月間の売上高等平均値が前年同期に比べ10%以上減少」

緩和：下記の要件のいずれかに該当すれば支給対象とする。

「最近3か月間の売上等の平均値が、その直前3か月または前年同期に比べ5%以上減少」

「最近3か月間の売上等の平均値が、前々年同期に比べ10%以上減少」

(日数延長案)

現状：「1年間100日(3年間300日)」

緩和：「3年間300日(1年間での限度なし)」

(助成率案)

現状：「大企業1/2、中小企業2/3」

緩和：「大企業2/3、中小企業4/5」

※労働者を解雇しなかった場合の助成率上乘せ実施 「大企業4/5、中小企業9/10」

#### (2) 「重点分野雇用創造事業」・「起業支援型地域雇用創造事業」の延長

「重点分野雇用創造事業」・「起業支援型地域雇用創造事業」は平成25年度が期限となっているが、雇用創出のため延長が必要

## 2 資金繰り対策

### (1) セーフティネット保証(2号)の概要

取引先企業の重大な事件・事故等により資金繰りに支障が生じている中小企業者および周辺地域の中小企業者に対する保証

保証割合 融資額の100%(無担保8千万円、最大2億8千万円)

### (2) 東日本大震災復興緊急保証

対象者 震災被害により経営に支障を来している中小企業者等

保証割合 融資額の100%(無担保8千万円、最大2億8千万円)

#### 【保証制度の拡充案】

無担保 8千万円 最大 2億8千万円	●東日本大震災復興緊急保証(原発停止の影響を受けた中小企業は対象外) 保証割合:融資額の100%
	別枠として原発停止の影響を受けた中小企業分の設定を要望
無担保 8千万円 最大 2億8千万円	●災害関係保証(災害により直接被害を受けた中小企業) 保証割合:融資額の100%
	●セーフティネット保証(5号)(業種の指定あり) 保証割合:融資額の100%
	道南全域のセーフティネット保証(2号)適用を要望
無担保 8千万円 最大 2億8千万円	●一般保証(全ての中小企業) 保証割合:融資額の80%

### (3) マル経融資の従業員要件

- ・常時使用する従業員が5人超(商業・サービス業)あるいは20人超(製造業その他の業種)の法人・個人事業主はマル経融資の対象とならないため、従業員要件を緩和し、対象を広げる必要がある。

## 3 地方自治体が独自に行う経済・雇用対策への支援

- ・本県が独自に行った立地地域への経済雇用対策  
マル経融資への利子補給、立地地域の産品販売支援事業 など

## 4 舞鶴若狭自動車道の利用促進

- ・本県の立地4市町は原子力と観光に依存しており、観光誘客の強力な促進策が必要
- ・立地地域の観光客入込数は減少傾向
- ・平成22年の社会実験による舞鶴若狭自動車道の無料化では、利用者は約3倍に増加しており、観光や物流への効果は大きい。

## 担当部署

産業労働部 産業政策課 / 商業振興・金融課、労働政策課 /  
観光営業部 ブランド営業課、観光振興課

## 原子力発電所立地地域の振興（2）

文部科学省、経済産業省

### 提 案

原子力発電所立地地域においては、原子力発電所に過度に依存することのないよう新たな産業の基盤づくりを行い、経済雇用を強靱にすることが重要であるため、以下の事項を実施すること。

#### 1 産業団地の整備支援

新たな産業を創出するため、県が市町へ貸し付ける産業団地整備資金の原資の確保を支援すること。

#### 2 企業立地の促進

地方自治体の企業誘致に対する財政支援および誘致企業の法人税に対する優遇措置を講じること。

#### 3 電気料金割引制度の拡充

誘致企業に対する電気料金割引制度（原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金）を拡充すること。

### 現状と課題

#### 1 産業団地の整備支援

- ・国の政策によって立地が推進されてきた原発が、地域のリスクとなり、経済の停滞を招いている現在、立地地域の経済の再生に対して、国の責任ある支援策が必要
- ・立地地域は原発関連業種の割合が高く、原発に過度に依存しない産業構造にすることが必要
- ・現在、大規模な区画の産業団地が不足しており、新たな産業団地の整備が必要
- ・本県では、電源立地地域対策交付金を活用し、産業団地を整備する市町への用地取得・造成・管理に要する費用の無利子貸付を実施する予定であるが、市町の団地整備の促進のため貸付原資の十分な確保が必要

#### 2 企業立地の促進

- ・政府は福島県周辺の茨城、栃木、宮城の各県に福島第一原子力発電所事故による企業立地の落ち込みを理由に 140 億円の企業立地補助金を創設
- ・立地地域においても、原発の存在が地域のリスクとして企業誘致に影響しており、原子力政策を推進してきた国の責任において、被災地に準じた支援を行うべき

#### 3 電気料金割引制度の拡充

- ・立地および周辺地域において、企業誘致により産業構造を強化するため、周辺地域企業立地支援事業費補助金の補助率嵩上げや補助対象期間の延長など、制度の拡充が必要

### 担当部署

総合政策部 電源地域振興課 / 産業労働部 企業誘致課





# 電源三法交付金・補助金制度の拡大と弾力的な運用

文部科学省、経済産業省

## 提 案

原子力発電所の安全性の確保を大前提として、原子力発電所立地地域の自立かつ恒久的な地域振興を進めるため、以下の対策を講じること。

### 1 エネルギー対策特別会計の堅持

電力消費地の受益と電源地域の負担との公平性を確保するというエネルギー対策特別会計の趣旨を堅持し、原子力発電所の立地に伴う地域負担を考慮して、原子力発電所立地地域への支援財源を十分確保すること。

### 2 電源三法交付金・補助金の適用期間の延長

電源三法交付金・補助金の適用期間を、発電所の運転終了で終わることなく、完全撤去まで延長すること。

### 3 電源三法交付金の算定における「みなし規定」の適用の継続

電源三法交付金の算定において、原子力発電所の安全を確保するために運転を停止している期間について、平成25年度に引き続き「みなし規定」を適用し、現在の交付水準を維持すること。

### 4 電源三法交付金制度の弾力的な運用等

自主的・弾力的に電源三法交付金を活用できるよう、国の法定補助事業への充当制限の撤廃など、制度を改善すること。

また、電源三法交付金制度の見直しを行う際には、あらかじめ関係自治体の意見を聞くこと。

### 5 電気料金割引制度の拡充

住民、企業に対する電気料金の割引制度の対象地域を全県に拡大すること。

また、誘致企業に対する電気料金割引制度（半額相当補助、8年間）の対象地域を全県に拡大すること。

## 現状と課題

### 1 エネルギー対策特別会計の堅持

- ・エネルギー対策特別会計は、電力の安定供給を受ける消費地の受益を、電源開発促進税と交付金を通じて電源地域に還元することにより、受益と負担の公平性を確保するための制度
- ・原子力と地域との共生を引き続き進め、永続的な地域振興を進めるためには、安全安心対策など原子力発電所の立地に伴う地域負担を考慮し、立地地域への支援財源を十分確保することが必要

### 2 電源三法交付金・補助金の適用期間の延長

- ・原子力発電所の運転終了後も使用済燃料がプラント内に一定期間保管されることから、安全対策の充実や住民理解の促進に必要な財政需要は継続

### 3 交付金算定における「みなし規定」の適用の継続

- ・県内原発の運転停止は、その安全性を確保するための措置であり、平成 25 年度は電力移出県等交付金や長期発展対策交付金の算定において、運転停止期間中でも設備能力の 81%が交付対象となる「みなし規定」が適用されている。

### 4 電源三法交付金制度の弾力的な運用と事務手続きの簡素化

- ・交付金制度の見直しについては、既に国の予算補助事業（農業集落排水施設整備事業等）への充当制限が撤廃されているが、今後は、国の法定補助事業（都市再生整備計画事業（旧まちづくり交付金）等）への充当制限の撤廃を行うとともに、事務手続きの簡素化が必要

### 5 電気料金割引制度の拡充

- ・地域に対する原子力発電の貢献を住民の目に見える形で示すためには、原子力発電施設等周辺地域交付金（住民・企業に対する電気料金割引制度）や原子力発電施設等周辺地域企業立地支援補助金（新規立地や工場増設を行う企業への電気料金割引制度）の対象を全県に拡げることが必要

## 担当部署

総合政策部 電源地域振興課

# エネルギー研究開発拠点化計画の推進

文部科学省、経済産業省、原子力規制委員会

## 提 案

福島第一原子力発電所事故の反省と教訓から、強固な安全対策を具体化するとともに、原子力発電を支えてきた立地地域の産業・雇用対策を強化する本県の「エネルギー研究開発拠点化計画」を一層充実するため、人的、財政的な支援を行うこと。

### 1 原子力緊急事態支援機関の整備に係る本県提言の着実な実行

本県に設置される原子力緊急事態支援機関について、電力事業者に対し、世界最高水準の活動機関とするための不断の検証と改善など、本県提言の着実な実行を指導すること。

また、原子力災害対応資機材の技術開発が継続的に行われるよう、積極的に支援すること。

### 2 緊急時を想定した原子力安全の人材育成の充実

国が検討を進めている原子力の安全規制に携わる人材の高度化研修については、原子力現場でのシビアアクシデントなどを想定・重視した実務的な研修となるよう、本県の人材育成機能を充実し、積極的に活用すること。

### 3 原子力人材育成における I A E A との連携強化

「福井県国際原子力人材育成センター」を中核とする本県の原子力人材育成機関が、I A E A やアジアの国々から信頼ある原子力人材育成の拠点として認知・活用されるよう、国においても積極的に協力、支援すること。

### 4 原子力防災や新エネルギー分野等の最先端研究機能の集積

放射線観測・防護など原子力災害に対応する産業技術の高度化や、エネルギー源の多角化に関する研究開発・実用化を推進するため、若狭湾エネルギー研究センター等で行われている最先端研究に対し、資金面での十分な支援を行うとともに、その成果を積極的に活用すること。

また、地域産業の発展につながる研究開発を促進するため、産業連携技術開発プラザ等の構想を着実に実施すること。

## 5 広域の連携大学拠点の形成

福井大学附属国際原子力工学研究所を中心とした連携大学院を実現するため、同研究所の「原子力防災・危機管理部門」をはじめ、基盤となる専任教員の確保や研究運営・施設等の整備に対して十分な支援を行うこと。

また、同研究所を国際的な原子力の人材育成機関と位置付け、海外の優秀な学生・研究者が留学し、学位を修得するための支援制度を創設すること。

## 6 原子力関連技術を活用した産業の創出・育成

本県のレーザー共同研究所や電子線照射施設などを活用し、新たな産業を創出するため、原子力関連技術に特化した研究開発に対する支援制度を創設すること。

また、本県で開催予定の産学官連携による原子力レスキューロボットの技術交流会などに対して支援を行うこと。

## 現状と課題

### 1 原子力緊急事態支援機関の整備に係る本県提言の着実な実行

- ・「IAEAへの政府報告書」に掲げられた「緊急時対応資機材の集中管理やレスキュー部隊の整備」は、原子力発電に対する県民の安全・安心確保のために必要不可欠な事項であり、電力事業者が県内に設置する原子力緊急事態支援機関に対する国の積極的な支援・指導が必要

「原子力緊急事態支援機関の整備に係る提言」（平成25年2月 福井県）〈項目抜粋〉

要望先：電気事業連合会

- ① 機関の役割・運用に関する事項
  - ・多様な事態を想定した訓練の実施
  - ・広範な災害への対応
- ② 施設整備、資機材等に関する事項
  - ・多様な搬送手段の確保
  - ・十分な緊急時対応資機材の装備
- ③ 世界最高水準の機関とするための不断の検証と改善

### 2 緊急時を想定した原子力安全の人材育成の充実

- ・福島第一原発事故を契機に、原子力安全や原子力防災に係る人材育成の重要性が再認識されている。

【県内の原子力人材育成施設】

原子力発電訓練センター（NTC）（敦賀市沓見）

昭和47年6月開所、加圧水型原子力発電所（PWR）運転員の教育・訓練

敦賀総合研修センター（日本原子力発電㈱） 敦賀市沓見

平成24年10月開所、国内最大級の規模

### 3 原子力人材育成におけるIAEAとの連携強化

- ・IAEAとも連携可能な県内機関

#### ① 福井県国際原子力人材育成センター

設 立 平成 23 年 4 月 1 日（若狭湾エネルギー研究センター内）

組 織 県、電力事業者からの派遣（10 名体制）

実施事業 国際原子力講師育成事業「原子炉プラント安全コース」ほか

#### ② 福井県原子力人材育成ネットワーク協議会（事務局：若狭湾エネルギー研究センター）

大学・事業者の研修機関との連携を協議するため、平成 24 年 3 月設置

- ・ 本県における平成 24 年度の海外研修生等受入実績 147 名

### 4 原子力防災や新エネルギー分野等の最先端研究機能の集積

- ・ 安全・安心やエネルギー源の多角化の観点から、「エネルギー研究開発拠点化計画」に基づき、国の参加の下、原子力防災や新エネルギー分野等の最先端研究機能の集積について検討を進めているが、研究開発・実用化には国の支援が必要

【エネルギー研究開発拠点化計画 平成 25 年度推進方針（充実・強化分野）の概要】

○ 原発事故や廃止措置に対応する技術開発の推進

- ・ 放射線環境下での重作業に対応するパワーアシストスーツの開発
- ・ 防護服等の機能性向上や放射性物質の吸着素材等の緊急時対応資機材の開発
- ・ 除染・解体の作業に対応する高度レーザー技術の開発

○ 再生可能エネルギーの普及・利用の促進

- ・ 波力発電技術の可能性調査
- ・ バイオ燃料製造技術の研究開発

【産業連携技術開発プラザ（仮称）の概要】

県内企業との高速増殖炉プラント運用技術や廃止措置技術等に関する共同研究や技術活用などを進め、県内企業の原子力分野への参入を促進

- ・ 研究者 5 名程度

### 5 広域の連携大学拠点の形成

- ・ 福井大学附属国際原子力工学研究所には専任教員が少ないため、十分な研究・教育体制ができておらず、連携大学院実現に向けての支援が必要

【福井大学国際原子力工学研究所の概要】

開 設： 平成 21 年 4 月 1 日、福井大学文京キャンパス内に開設

移 転： 平成 24 年 3 月 2 日、敦賀キャンパスに移転

体 制： 教員 15 名、客員教員等 25 名、学生 23 名

### 6 原子力関連技術を活用した産業の創出・育成

- ・ 拠点化計画では、レーザー、電子ビームをはじめ、原子力レスキューロボット等の技術開発を推進。こうした技術開発施設を活用した産学官共同研究をさらに進め、原子力関連技術を地域産業として根付かせることが必要

○ レーザー共同研究所（敦賀市木崎）

県内企業と原子力発電施設内配管のレーザー補修装置の共同研究等  
平成 21 年 9 月設置

○ 電子線照射施設（美浜町松原）

電子ビームにより、繊維やプラスチックなどの素材の改質や滅菌等を行う施設  
平成 23 年 9 月設置

○ 原子力緊急事態支援センター

原子力レスキューロボット等資機材の操作訓練とともに、開発、改良を行う施設  
平成 25 年 1 月設置

- ・ 平成 25 年度内に県内でロボット技術交流会を開催予定

担当部署

総合政策部 電源地域振興課

# 日本海側におけるエネルギーインフラの整備・多角化

経済産業省

## 提 案

LNG受入基地やLNGパイプライン等については、これまで民間事業者の経営判断により太平洋側に集中して整備されてきたが、災害リスクに備えた国土強靱化の観点から、日本海側におけるエネルギーインフラの整備・多角化に国が主体的に取り組むこと。

- 1 日本海側におけるエネルギーインフラの整備構想を国が策定すること。
- 2 整備構想に位置付けられたプロジェクトの迅速な実施に向け、パイプラインや港湾施設、土地造成などの基盤整備に対して支援を行うこと。
- 3 ガスパイプラインの整備について、規制緩和や許認可手続きの迅速化・簡素化を行うこと。

## 現状と課題

- ・わが国のLNGパイプラインは、ガス事業者が沿線ガス需要の伸びに合わせ、個別企業の経営判断により整備してきたため、太平洋側に集中している。
- ・しかし、エネルギー供給網は、首都直下地震や南海トラフ巨大地震等を想定したエネルギー供給リスクの分散と国土の強靱化に向け、個別企業の経営判断を超えて、国が国費の投入も視野に入れて日本海側にLNG関連施設を整備することが急務
- ・日本海側の中でも、福井県は関西・中京の二大消費地に近く、対岸諸国からのLNG受入玄関として、敦賀港と福井港を有する。
- ・さらに送電網等のインフラがあることから、日本海側でのLNG受入基地やLNG火力発電所の新たな立地場所として最適
- ・ロシアがウラジオストクでLNGプラントの建設を進めており、これを輸入する場合、日本海側にLNG受入基地やガスパイプラインを整備すれば安価な輸送コストが実現
- ・「資源エネルギー調査会総合部会天然ガスシフト基盤整備専門委員会報告書」（平成24年6月）では、広域LNGパイプラインの整備について、「国が全体最適的な整備計画の方針を策定」することを提言
- ・現在、都市間パイプラインとして、新たに「富山ライン」、「三重・滋賀ライン」、「姫路・岡山ライン」が整備中であるが、西日本と東日本を結ぶパイプラインは、太平洋側においても、日本海側においても計画されていない。
- ・国土強靱化に向けたバックアップ機能を早期に獲得するためには、「富山ライン」と「三重・滋賀ライン」を日本海側で接続する広域パイプラインの整備が急務
- ・整備構想に位置付けられたプロジェクトの速やかな実行には、必要な手続き（道路法や河川法に基づく占用許可等）の迅速化・簡素化が必要
- ・農地法では農地転用の制限の例外として電気事業者が設置する送電用施設が挙げられているが、同じ公益事業であるガス事業者が設置するガス管は制限の例外対象になっていない。

## 担当部署

総合政策部 政策推進課

## 地方分権改革の推進（1）

総務省、財務省、経済産業省

### 提 案

#### 1 地方交付税の総額確保

恒常化した地方の財源不足や増加する社会保障費などの財政需要を踏まえ、交付税の総額を確保するとともに、地方財政の収支差を解消する抜本的な見直しを検討し、特例措置に依存しない持続可能な制度を確立すること。

#### 2 社会保障と税の一体改革

「消費税収の社会保障財源化」の趣旨を踏まえ、引き上げ分の地方消費税収を全額基準財政収入額に算入するとともに、社会保障制度の機能強化や機能維持などに係る地方負担の全額を基準財政需要額に算入すること。

#### 3 地方税制の抜本改正

##### （1）国と地方の税収バランスの是正

地方の安定的な財政運営に向け、国と地方の最終支出の割合と税収割合のアンバランスを解消する税財源の見直しを行うこと。

##### （2）地方法人特別税の廃止

平成20年度の税制改正により、法人事業税の一部を分離して暫定的に創設された地方法人特別税は、財政力の弱い地方自治体の一部が減収になるなど不合理的な措置であり、早急に廃止すること。

##### （3）地方間の税源偏在の是正

- ① 法人県民税の分割基準（従業者数）を法人事業税の分割基準（従業者数と事務所数）と同様にすること。
- ② 法人事業税について、移動電気通信業における地方税法上の事務所等の定義および分割基準を「事業用固定資産」とするなど、受益に応じた納税を実現すること。
- ③ 地方消費税の清算基準について、統計数値によって最終消費地を把握できない場合があるため、把握できない部分については、消費代替指標として「人口」を使用し、「人口」にウエイトを置いた清算基準に見直すこと。
- ④ 引き上げ予定分の地方消費税については、従来の地方消費税と区分し、地方全体の税収をプールして、地方の社会保障経費と関連の高い高齢者人口や若年人口などに応じて配分すること。



⑤ 相続税（国税）を国が地方に代わって徴収する地方税と位置付け、その一部を地方交付税の原資とすること。

#### 4 電気供給業に係る法人事業税の課税方式の堅持

法人事業税について、電気供給業に対する収入金額課税制度を堅持すること。

#### 5 償却資産に係る固定資産税制度の堅持

償却資産に係る残存価格5%を維持するとともに、税法上の償却資産の耐用年数を実際の耐用年数に沿って延長すること。

#### 6 財源と一体的な権限の移譲と国の関与の縮小

義務付け・枠付けの見直しや地方への事務権限の移譲等については、地方の意見を十分に踏まえ、地方の自由度を拡大すること。

## 現状と課題

### 1 地方交付税の総額確保

- ・平成25年度の地方財政計画では、約13兆円の財源不足
- ・地方交付税の持つ財源調整・財源保障機能が十分発揮されるためには、地方の財政需要を的確に積み上げるとともに、総額の確保が必要
- ・臨時財政対策債については、その償還額が累増していることを踏まえ、発行額の縮減に努めるとともに償還財源を確実に確保することが必要

### 2 社会保障と税の一体改革

- ・地方消費税は、各地方自治体の地方消費税収と社会保障給付の水準が一致していないため、引き上げ分の地方消費税について、「消費税収の社会保障財源化」の趣旨を踏まえた改善が必要

### 3 地方税制の抜本改正

#### (1) 国と地方の税収バランスの是正

- ・国と地方の最終支出は国：地方=4:6に対して、税収は国：地方=5.5:4.5
- ・地方が自主的、安定的な財政運営を進めるには、地域偏在性や景気変動の影響が少ない安定した財源の確保が必要

#### (2) 地方法人特別税の廃止

- ・地方法人特別税は、財政力の豊かな自治体の一部が増収となる一方、本県では減収しており、法人事業税のみに着目した偏在是正は不合理

#### (3) 地方間の税源偏在の是正

- ・法人県民税の分割基準は、昭和29年の創設以来見直しがなく、税源の偏在が大きくなっている。(人口一人当たりの税収格差：県民税6.7倍、事業税5.1倍)

- ・移動電気通信業では、鉄塔など物的設備が存在し、継続的に事業活動が行われているにもかかわらず、課税対象となる事務所などの要件を満たしていないため、課税できないケースが増加。また、無店舗小売業については、全ての都道府県に事務所等を有するものとみなし、分割基準に人口を採用するなどの見直しが必要
- ・現在の消費税の清算基準では、正確な都道府県別の最終消費を把握できず、最終消費地と税の帰属地の不一致が生じている。(人口一人当たり税収格差 1.8 倍)
- ・引上げ予定分の地方消費税については、社会保障財源化されることを踏まえ、地方単独事業を含む社会保障給付と税収をできる限り一致させることが必要
- ・地方で保育、教育を受け、都会で活躍したことで形成される財産の相続税については、その一部を地方税として地方に配分することが必要

#### 4 電気供給業に係る法人事業税の課税方式の堅持

- ・経済産業省は、現行の収入金額を課税標準とする枠組みに、外形標準課税を組み入れる税制改正要望を行っているが、この改正は、国のエネルギー政策に貢献している電源立地地域の税収減少につながるため、現行制度の堅持が必要

#### 5 償却資産に係る固定資産税制度の堅持

- ・固定資産税については、平成 24 年度の税制調査会において、経済産業省から償却資産への課税の廃止につながる要望が出されているが、市町村の安定財源であり、現行制度の堅持が必要
- ・原子力発電施設にかかる償却資産の耐用年数は税法上 15 年であるが、実態に即して耐用年数を延長することが必要

#### 6 財源と一体的な権限の移譲と国の関与の縮小

- ・一括法には、「国の基準が条例の内容を拘束している」、「国の責任において実施すべき行財政改革が不十分」との指摘もある。
- ・住民益の向上が着実に実現できるよう、地域の実情に応じて選択できる仕組みとすべき

### 担当部署

総務部 財務企画課、税務課 / 総合政策部 政策推進課



## 地方分権改革の推進（２）

内閣府

### 提 案

#### 1 道州制への慎重な対応

地方制度の議論に当たっては、地方分権の推進、国と地方の役割分担の抜本的な見直し、中央政府の改革など、地方の自主性・自立性を高めるための基本原則が論じられるべきであり、道州制をいかに進めるかという方法論が先行することには問題がある。

国を分断、弱体化させる道州制の議論に時間とエネルギーを費やすことなく、経済再生や東日本大震災からの復興など、直面する課題に国と地方を挙げて真剣に取り組むこと。

#### 2 都道府県制度の下での地方分権

国の出先機関が行う事務事業は、国会や地方議会の議論の外にあり、住民ニーズが反映されにくい。

このため、国の出先機関が行う事務事業について、都道府県と協議しながら計画・実施する仕組みを制度化すること。

### 現状と課題

#### 1 道州制への慎重な対応

特に問題と考えられる点

##### 【住民自治ができなくなる】

- ・自治体の規模が大きすぎると、住民の声が政治に届きにくくなる。自治体規模を拡大する道州制の発想は、地域における政治的代表の喪失につながり、自治の空洞化をもたらす。

##### 【地域間格差が拡大する】

- ・大都市や州都へ、人口や官民投資の集中が進み、地方の格差が拡大する。

##### 【地方分権の実効性が疑問である】

- ・過去の地方分権改革においても、本質的で具体的な権限や財源の移譲は実現していない。道州制により地方分権が進むとする根拠が不明である。

##### 【国民にとってのメリットが不明である】

- ・道州制は行政組織を大きく再編するものであって、国民生活にどのようなメリットがあるのか明らかでない。

##### 【地域経済が弱体化する】

- ・県単位で住民に直結して活動している企業やメディアなど、地域経済や情報の担い手がなくなり、地域の誇りや活力が弱くなる。

### 【国の役割についての議論が不十分である】

- ・ 国家の規模はこれ以上縮小すべきではないと考えるが、外交や貿易に国の役割を特化するのであれば、国の統治機構のあり方について議論を行うべきである。

## 2 都道府県制度の下での地方分権

- ・ 国の出先機関が行う事務事業は、大規模な公共事業や労働行政など、地域経済や地域住民の生活に大きな影響を与えるものが少なくないにも関わらず、国会や地方議会の議論の外にあり、住民ニーズが反映されにくい。
- ・ 国の出先機関の仕事のうち、住民の生活に深く関わるものについて、都道府県と協議しながら計画・実施する仕組みを制度化すれば、道州制を導入しなくても地方分権を進めることが可能である。

#### 【参考】国の出先機関と福井県との事業管理会議

##### ○福井県知事・整備局長会議（平成20年度～）

目的：道路、河川、港湾、海岸の各事業の国直轄事業の進捗管理

構成：近畿地方整備局長、北陸地方整備局次長、福井県知事 ほか

開催回数：年2回（概算要求前、当初予算成立前）

##### ○九頭竜川下流地区「事業管理・コスト縮減検討会議」（平成20年度～）

目的：国営かんがい排水事業の進捗、コスト縮減、事業効果の点検・検討

構成：北陸農政局整備部長、九頭竜川下流農業水利事業所長、福井県農林水産部長、学識経験者、農家代表 ほか

開催回数：年2回（概算要求前、当初予算成立前）

## 担当部署

総合政策部 政策推進課



# 地方からの政策提案

- 企業の地方分散の促進
- 家族みんなで地方での豊かな暮らしを実現
- わが手で育てる「0～2歳育児」を応援
- 新規学卒者の地方での就職を促進
- 外国人留学生を地方に定着
- ふるさと納税をさらに使いやすい制度に
- 大規模園芸の促進により日本海側の園芸産出を増大

## 企業の地方分散の促進

農林水産省、経済産業省

### 提 案

企業が海外で得た利益の国内還流を促進し、国内での研究開発に再投資する好循環を誘導するとともに、出生率の高い地方への分散立地を進めるため、以下の制度を設けること。

#### 1 本社機能、研究開発機能の分散立地を促進する制度の創設

- (1) 企業の本社機能、研究開発機能を備えた工場の地方圏への立地に係る土地や建物、機械設備の投資に対する支援制度を創設すること。
- (2) 海外で得た利益により地方に工場を設置する企業に対し、法人税の優遇措置を講じること。

#### 2 企業立地への環境整備

- (1) 農地転用手続き等の規制緩和を実施すること。
- (2) 「近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律」等の税制上の優遇措置を継続するとともに、ロジスティックスセンターなどの物流関連産業および試験研究所等も対象業種に追加すること。



## 現状と課題

### 1 本社機能、研究開発機能の分散立地

- ・わが国における企業立地の現状は、企業全体の約半数、特に上場企業の約85%が太平洋側の三大都市圏に集中。大規模災害時のリスクが高い。一方、地方は大手企業の撤退もあり、地域経済・雇用は深刻な状況
- ・今後は、企業の地方分散を進め、わが国経済のリスク回避と地方経済の活性化を進めることが必要
- ・本県は、新エネ・省エネ関連企業、先端技術産業等の成長産業のほか、マザー工場・試験研究機関を重点ターゲットとして、誘致活動を実施。(24年度は空調機器モーターの研究開発部門や、高出力レーザー実証試験の研究部門が新たに本県に立地)
- ・こうした立地の動きを加速するため、国として、研究開発機能や本社機能の地方分散を促進する制度を創設すべき

#### 制度案

##### (補助制度)

対象経費：建屋建設、設備機械設置

補助率：原則1/3、中小企業1/2

補助限度額：大企業150億円、中小企業50億円

##### (利子補給制度)

土地取得費など初期投資に必要な資金の融資に伴う利子補給を実施

利子補給率：0.7%以内

##### (法人税減税)

海外で得た利益により地方に工場を設置する場合、法人税を25.5%から15%に軽減

- ・地方は、保育サービスや住まいが充実していること、教育費等の子育てコストが低いことなど、子育て環境に優れており、出生率も高い。企業の地方分散による社員の地方定住は、わが国の少子化対策にも寄与

### 2 企業立地への環境整備

#### (1) 以下の規制緩和が必要

- ・4haを超える農地転用許可を県に移譲、2haを超える知事の許可については国への事前協議を廃止
- ・緑地面積規制権限を町村へ移譲（市についてはH24.4に移譲）

#### (2) 「近畿圏整備法」等の優遇措置

- ・「近畿圏整備法」は、平成26年3月末が適用期限であるが、企業からは不均一課税制度継続の要望が強い。（「中部圏開発整備法」等も同様）
- ・「近畿圏整備法」および「中部圏開発整備法」に基づく税制優遇措置の対象業種は、製造業、電気供給業およびガス供給業に限定されており、拡大の必要がある。

## 担当部署

総務部 税務課 / 産業労働部 企業誘致課 /  
農林水産部 水田農業経営課

## 家族みんなが地方での豊かな暮らしを実現

総務省、文部科学省

### 提 案

国民一人ひとりが、安心して、ゆったりと生活できる社会をつくるためには、暮らしやすい地方への移住を促進することが必要であり、以下の対策を講じること。

#### 1 地方移住につながる「家族赴任」と「二地域居住」の促進

##### (1) 家族一緒に赴任する形態の普及

- ① 地方への転勤者の「単身赴任手当」に代わる、家族赴任を前提とした「家族いっしょに手当」を国家公務員へ導入し、企業へも推奨すること。
- ② 地方での家族向け社宅の整備に取り組む企業に対する優遇税制を創設すること。

##### (2) 都市部の住民の二地域居住を促進

都市部の住民が、二地域居住のため、地方にセカンドハウスを購入する場合に、住宅ローン減税の適用対象とすること。

#### 2 将来の移住の動機付けとなる子どもの地方体験を促進

小学校児童による地方での農林漁業体験学習の実施を学習指導要領に規定し、小学校のカリキュラムとして位置付けること。

### 現状と課題

#### 1 地方移住につながる「家族赴任」と「二地域居住」の促進

- ・単身赴任者とその家族には、生活地の二重化や家族関係の希薄化などによる経済面・精神面の負担、健康や子育てに対する不安が伴う。
- ・地方で家族と一緒に暮らすことで、こうした不安が解消されるとともに、将来的には地方への移住につながる。
- ・都市から地方への移住に当たっては、移住先での土地・家屋の取得費用等の負担が障害となるケースがあることから、国による支援が必要

#### 2 将来の移住の動機付けとなる子どもの地方体験を促進

- ・子ども期において、かつての「里帰り」等を通じた家庭での地方体験が不足している現状では、学校において地方体験を作り出し、地方の良さを体感することが必要
- ・現行の学習指導要領では、地方での生活体験については言及されていない。

### 担当部署

総務部 税務課 / 観光営業部 ふるさと営業課 / 教育庁 義務教育課

## わが手で育てる「0～2歳育児」を応援

厚生労働省

### 提 案

仕事と子育ての両立を推進する中で、親がわが手で子どもが3歳になるまで育てられるよう、以下の対策を講じること。

- 1 0歳児を持つ親に子どもが1歳になるまで育児休業を取得させた企業に対する報奨制度を創設すること。
- 2 1～2歳児については、短時間勤務制度を利用して保育所に預ける時間を短縮した親に対し、保育料軽減などの子育て支援優遇制度を創設すること。
- 3 子どもを一時的に預けることができる保育デイサービス制度を創設すること。

### 現状と課題

- ・「子どもが3歳になるまでは母親が育児に専念すること」に賛成する人は約9割（第4回全国家庭動向調査（平成20年）国立社会保障・人口問題研究所）あり、家庭での乳幼児育児に対する関心は高い。
- ・0～2歳児の保育には、3歳以上の園児に比べて保育士が多く必要であり、保育士の確保が課題（保育士配置基準：0歳児3人に1人、1・2歳児6人に1人、3歳児20人に1人）
- ・保育所における0歳児保育への公的負担額は1人当たり年間約180万円（国1/2 県1/4 市町村1/4）
- ・保育所に入所している0歳児10万人の家庭育児が進めば、待機児童5万人の解消、保育士3万人の余力化、保育に関する補助金2,000億円の削減が実現
- ・現行制度では、短時間勤務制度を利用して、子どもを保育所に預ける時間を8時間から6時間に短縮しても、保育料は減額されない。

#### 【福井県の試み】

- ① 0歳児育児休業応援企業奨励事業（平成25年度～）  
0歳児を持つ親に、子どもが1歳になるまで育児休業を取得させた企業に対して20万円を交付
- ② 育児短時間勤務応援事業（平成25年度～）  
短時間勤務制度を利用して保育時間を短縮（2時間/日）した1～2歳児の親に、短縮時間分の保育料相当額（2時間/8時間＝保育料の1/4）を補助金として支給
- ③ すみずみ子育てサポート事業（平成16年度～）  
小学校3年生以下の児童を対象に、NPO法人等が実施する一時預かりサービス（1時間～1日）の利用料の1/2を県、市町が負担

### 担当部署

健康福祉部 子ども家庭課

## 新規学卒者の地方での就職を促進

文部科学省、厚生労働省

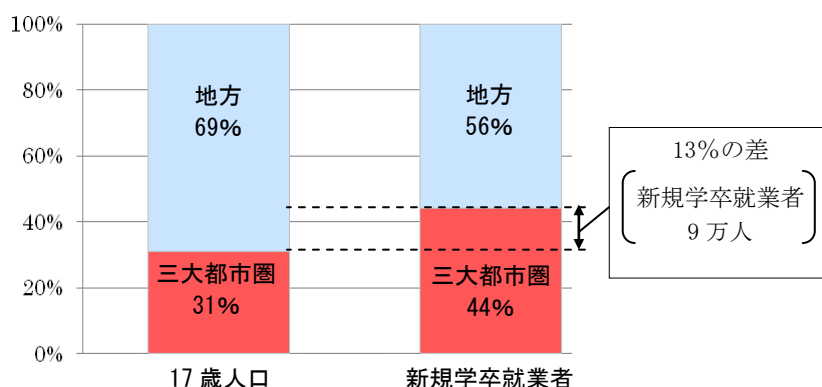
### 提 案

子育て環境や住環境が豊かな地方での若者の就職を促進し、人口の分散を促進するため、以下の取組みを実施すること。

- 1 地方の企業に就職した新規学卒者に対し、奨学金の返還を免除する地方就職支援制度を創設すること。
- 2 国の若年者雇用対策の中で、若者の地方での就職促進を明確に位置付け、地方に就職する新規学卒者の割合を1割増加させること。

### 現状と課題

- ・新規学卒就業者の4割以上が3大都市圏で勤務
- ・17歳人口と比較して、新規学卒就業者は、3大都市圏に集中



- ・若者の地方での就職を促進するため、新規学卒者に対し、地方企業への就職を強く働きかけ
  - ・都市部において地方企業を集めた就職説明会を開催
  - ・新卒応援ハローワークが、都市部の新規学卒者に対する地方企業への就職を積極的に働きかけ
  - ・新卒応援ハローワークと地方自治体が情報交換を行う連絡会を定期開催

### 担当部署

総務部 大学・私学振興課 / 産業労働部 労働政策課 /  
観光営業部 ふるさと営業課 / 教育庁 高校教育課

## 外国人留学生を地方に定着

文部科学省、厚生労働省

### 提 案

外国人留学生が日本の地方に分散する仕組みを整備し、海外の優秀な人材の地方定着を促進するため、以下の取組みを実施すること。

#### 1 外国人留学生の地方への留学促進

地方への外国人留学生を増やすため、外国人留学生の総数を増やすとともに、地方の大学を希望した留学生に対する国費外国人留学生奨学金に特別に加算を行うこと。

#### 2 外国人留学生の地方での就職を支援

外国人留学生の就職を支援する「外国人雇用サービスセンター」を全都道府県に設置すること。

### 現状と課題

- 外国人留学生の約67%が、卒業後、就職や進学等により引き続き日本国内に在留しており、日本への定着を促進するためにも、国内における就職支援の充実が必要
- 外国人留学生は都市圏に集中しており、就職先も都市圏に集中

(参考) 地域別 外国人留学生数

	都道府県	留学生数(人)	割合
1	東京都	43,500	31.58%
2	大阪府	10,521	7.64%
3	福岡県	10,434	7.57%
4	京都府	6,900	5.01%
5	愛知県	6,623	4.81%
40	福井県	288	0.21%

- 外国人留学生の国内就職を支援する国の機関として、「外国人雇用サービスセンター」があるが、東京都(2か所)、愛知県、大阪府のみの設置
- 全都道府県に設置することで、地方自治体の圏域を超えたネットワークが形成され、留学生が、広く様々な企業から就職したい企業を探し出すことが可能となる。

(参考)

「外国人雇用サービスセンター」

- 外国人に係る情報提供、職業相談・紹介や事業主に対する外国人雇用の情報提供、援助などを専門的に行う厚生労働省所管の公共職業安定機関
- 外国人留学生に対しては、就職に向けた各種情報を提供するとともに、入学後の早い段階からの就職支援(就職ガイダンス)、インターンシッププログラムの提供、就職面接会等を実施

### 担当部署

総務部 大学・私学振興課 / 産業労働部 労働政策課

## ふるさと納税をさらに使いやすい制度に

総務省、財務省

### 提 案

ふるさとを応援する仕組みとして定着している「ふるさと納税」制度が、将来にわたって広く国民に理解され、身近で簡易な手続きとなることにより、利用者にとって使いやすい制度となるよう、以下の制度を設けること。

#### 1 給与所得等に対する「ふるさと納税」制度の充実

- (1) 個人住民税の特例控除額の上限を引き上げること。  
(所得割額 1 割⇒ 2 割)
- (2) 個人住民税のふるさと納税に係る税額控除の適用下限額を引き下げること。  
(2 千円⇒ 1 千円)
- (3) 年末調整による控除制度を導入すること。  
(現行は確定申告が必要)

#### 2 退職所得に対する「ふるさと納税」制度の適用

通常所得とは分離して課税される退職所得に係る個人住民税についても「ふるさと納税」の仕組みを適用すること。

### 現状と課題

- ・「ふるさと納税」制度は、本県の提唱により平成 20 年度に制度化されたもので 4 年が経過
- ・税を通じてふるさとを応援する制度として定着しており、東日本大震災における被災地への支援手段としても機能

#### 1 給与所得等に対する「ふるさと納税」制度の充実

- (1) 特例控除額上限額を所得割額の 2 割に引き上げた場合、平均的なふるさと納税額に対する全額控除が可能

年収 700 万円、所得割 35 万円、ふるさと納税額 8 万円のケース

所得割額	寄付金額 80,000 円			自己負担
1 割上限	所得税 7,800 円	個人住民税 (基本控除) 7,800 円	個人住民税 (特例控除) 35,000 円	29,400 円
2 割上限	所得税 7,800 円	個人住民税 (基本控除) 7,800 円	個人住民税 (特例控除) 62,400 円	2,000 円

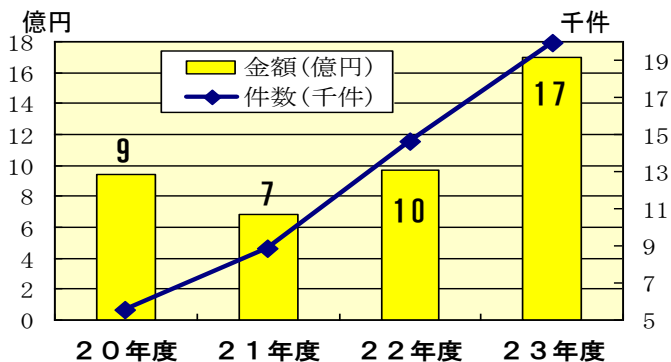
自己負担 27,400 円軽減

- (2) ふるさと納税に係る税額控除の適用下限額は2,000円であるが、納税者の自己負担を軽減するためには、1,000円以下に引き下げることが必要
- (3) ふるさと納税による寄付金控除を受けるためには確定申告が必要であり、給与所得者には手続きが煩雑であるため、年末調整による控除制度の導入が必要

## 2 退職所得に対する「ふるさと納税」制度の適用

- ・分離課税である退職所得に係る個人住民税には寄付金控除が認められておらず、「ふるさと納税」制度を利用することができない。
- ・退職者が「ふるさと」を応援できる仕組みづくりとして、退職所得にも「ふるさと納税」の仕組みを適用することが必要
- ・退職金によるふるさと納税見込額は約5億円（現在の納税額の2割増）  
 $(380 \text{ 万人 (定年退職者)} \times 0.12\% \text{ (現在のふるさと納税者数の2倍)} \times 10 \text{ 万円})$

(参考) ふるさと納税額の実績（都道府県受入額）



## 担当部署

総務部 税務課 / 観光営業部 ふるさと営業課

# 大規模園芸の促進により日本海側の園芸産出を増大

農林水産省

## 提 案

水稲作物の生産が中心で、園芸作物の産出割合が低い日本海側において、企業の経営による大規模園芸生産を促進して園芸産出を増やすため、以下の対策を講じること。

### 1 新たに企業の経営を行う園芸農家を支援

地域農業の主体となって企業の経営を行う園芸農家を育成するため、補助・融資、生産技術サポート、ICTを活用した新技術の導入支援、販路開拓支援をパッケージ化した支援策を実施すること。

### 2 大規模な施設園芸団地の整備

国が整備を目指す大規模な施設園芸団地を福井県に設けること。

### 3 園芸振興に関する試験研究

日照時間が短く、冬期の積雪が多いなど、園芸生産の条件が不利である日本海側において、大規模な園芸生産を容易とする技術開発を行うこと。

## 現状と課題

### 1 新たに企業の経営を行う園芸農家を支援

- ・「攻めの農業」の実現には、稲作に偏った日本海側の農業構造を転換すべき
- ・農業所得の向上には、企業の経営による大規模な園芸生産の実現が必要
- ・青年就農給付金（年 150 万円、5 年）では、就農初期の十分な所得が確保できない。
- ・大型園芸施設の整備には、現行の補助制度のままでは 1 ha 当たり 1 億円以上の自己資金が必要
- ・新しい技術の導入による高度な園芸への助言指導体制が不足

#### 制度案

- ・補助・融資制度の拡充、窓口の一本化
- ・国、県、食品加工会社等が一体となった生産技術サポート
- ・スマートフォンを活用した遠隔監視システムなど ICT 導入の支援
- ・販路開拓の支援

※ 5 年間の支援で販売額 1 億円以上を実現する新規参入者を増大



## 2 大規模な施設園芸団地の整備

- ・ 林農林水産大臣は平成 25 年 5 月 31 日、日本農業の強化策の一環として、野菜や花き、果物をガラス温室やビニールハウスで栽培する施設園芸を工場団地のような形で集積する事業を推進する意向を表明
- ・ 国は全国 5 か所程度に大規模な施設園芸団地の整備を目指す方針

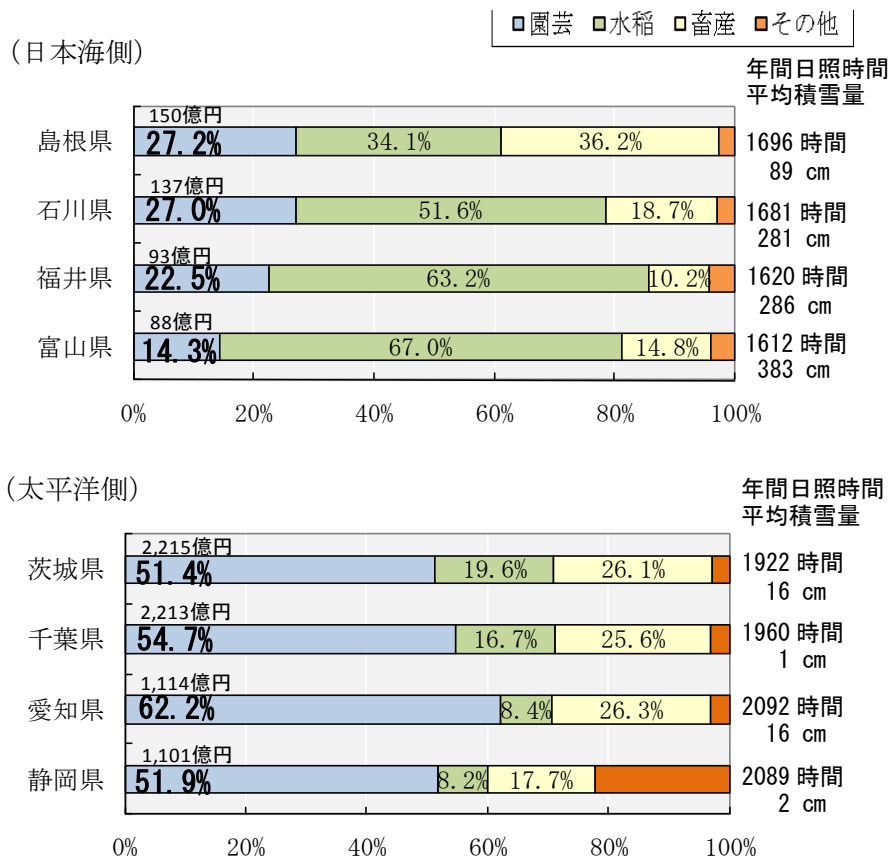
## 3 園芸振興に関する試験研究

- ・ 日本海側は、日照時間が短く積雪が多いなど、園芸生産条件が悪い。
- ・ 条件不利地である日本海側でも、園芸振興に関する試験研究を行い、大規模な園芸生産を容易とする技術開発が必要

(具体的な研究内容)

- ・ 短い日照時間でも集光できる技術の開発
- ・ 雪に強い安価なハウス施設の開発
- ・ 再生可能エネルギー（海水温と気温との差を利用した発電等）のハウス栽培への利用

### 農業産出額における各作物の割合



担当部署

農林水産部 園芸畜産課



# 重点事項

- ❑ 財政出動の効果を全国のすみずみにまで波及
- ❑ 地場産業の新分野展開を加速
- ❑ 力強い農林水産業を実現
- ❑ 人間力を高める質の高い教育
- ❑ 生活の質を高める医療・福祉
- ❑ 安心を守る防災・安全対策
- ❑ 災害に強い国土づくり
- ❑ 強靱な物流体制を確保
- ❑ 地域の豊かな環境と自然を保全
- ❑ 平成30年福井国体の開催

# 財政出動の効果を全国のすみずみにまで波及

国土交通省

## 提 案

国直轄工事や新幹線工事等の大型公共事業の効果を、地域経済に十分循環させ、地域の発展につなげるため、以下の対策を実施すること。

### 1 地元事業者の受注機会の拡大

- (1) 国等が行う公共工事の契約締結に当たり、予定価格5億円以下の工事は、地元事業者を契約の相手方とすること。
- (2) 工事の実績要件の範囲を拡大すること。

### 2 ダンピング防止の徹底

- (1) 予定価格や最低制限価格（低入札調査価格）について、実勢価格を反映した適正な水準に引き上げ、下請企業の収益・賃金を改善すること。
- (2) 低入札価格調査を厳格に行うこと。

## 現状と課題

### 1 地元事業者の受注機会の拡大

- ・北陸新幹線や高規格道路などの整備費は、地方も約3割負担しており、地方の建設業者からは、十分に工事に参加できるようにすべきとの要請が多い。

地元事業者の受注割合

- ・国直轄工事（全国）53%
- ・国直轄高速道路 56%
- ・道府県工事 85%

- ・北陸新幹線の土木工事の例では、地元負担（3割）に見合う地元受注割合となる工事金額は「5億円以下」であることから、地元事業者を契約の相手方とすべき範囲を「5億円以下」と設定することが必要

(参考)

北陸新幹線 石川県内(津藩・白山間)における土木工事の請負金額

(単位:件)

	1億円未満	割合	1億円～3億円	割合	3億円～5億円	割合	5億円～7億円	割合	7億円～10億円	割合	10億円～19.4億円	割合	19.4億円以上	割合	合計
土木工事	0	0%	6	10%	12	21%	3	5%	5	9%	14	24%	18	31%	58
	← 31% →				← 38% →				← 31% →						

- ・ 工事の施工能力を確保した上で、地元事業者が確実に工事に参加できる発注が必要
  - ・ J Vへの発注において、J V代表者以外の事業者の入札参加要件については、施工能力を確保した上で緩和し、地元事業者に門戸を広げる発注を実施  
(入札参加要件として、「同種工事の実績があること」という要件があるため、鉄道工事等の特殊な工事は参加事業者が限定され、地方の事業者の参加の機会が喪失。これを「類似工事の実績でも可」に変更するなど、参加要件の緩和が必要)
  - ・ 総合評価落札方式による入札について、地元事業者への評価点数を加点  
(地元事業者への加点を採用していない鉄道・運輸整備機構には、新たに地元事業者に加点する仕組みの追加が必要)

## 2 ダンピング防止の徹底

- ・ ダンピングは、下請へのしわ寄せ、労働条件の悪化につながることから、予定価格や最低制限価格について、実勢価格を反映した適正な水準の確保が必要
  - ・ 新幹線工事：最低制限価格制度の導入
  - ・ 高速道路工事：最低制限価格の引き上げ

## 担当部署

総合政策部 新幹線建設推進課 / 土木部 土木管理課

## 地場産業の新分野展開を加速

厚生労働省、経済産業省

### 提 案

眼鏡産業など地場産業を構成する企業の技術を他の産業へ転用するため、薬事法の規制対象となっている医療機器のうち、国の承認が必要なクラスⅢ・Ⅳに分類されるものについて、安全性を確保した上で承認までの期間を短縮すること。

(具体的な事例)

- ・チタン精密加工技術を活かした人口歯根や歯科矯正用ワイヤー

### 現状と課題

- ・医療機器の国内市場規模は約 2.4 兆円であるが、その約半分が輸入品であり、国内企業が輸入代替生産を行う余地がある。
- ・また、世界の医療機器市場も今後急速に拡大すると見込まれている。(2007 年 1,949 億ドル → 2017 年 4,344 億ドル見込み)
- ・現在、医療機器は薬事法において、身体に負担を与える程度によりクラスⅠ～Ⅳに分類されており、クラスⅢ・Ⅳの医療機器については、国による承認審査が必要
- ・医療機器の審査期間は短縮されてきているが、医療機器産業への新分野展開を促進するためには、第三者機関による認証範囲の拡大などにより、機器の安全性・有効性を確保しながら審査期間をさらに短縮すべき  
(参考) 新医療機器の審査期間 H19 : 15.1 ヶ月 → H23 : 9.7 ヶ月
- ・眼鏡産地である本県に蓄積されている精密加工技術(チタン加工技術、ナノメッキ技術)は、医療用機器の製造に転用することも可能であり、新分野への展開先として期待が大きい。

### 担当部署

健康福祉部 医薬食品・衛生課 / 産業労働部 地域産業・技術振興課



# 力強い農林水産業を実現（1）

農林水産省

## 提 案

農業は、食料供給だけでなく、国土の保全や水源の涵養、文化の伝承など多面的な機能を有する重要な産業である。国は、7月にも環太平洋連携協定（TPP）交渉に参加する予定であるが、TPPは、農業に大きな影響を与えるため、国が責任を持って、農家の所得向上など農業者が不安なく営農を行える政策を進める必要がある。

### 1 農業者が意欲を持てる新たな経営所得安定対策の実施

#### （1）農業者が意欲を持てる水田営農の推進

現在検討されている経営所得安定対策については、米と麦・大豆等を組み合わせた効率的な経営を行うことにより、農業者の所得が確保され、将来にわたり意欲を持って水田営農に取り組めるよう、長期に継続する制度とすること。

#### （2）水田でつくる畑作物の所得補償の充実

そばの販売価格が下落した場合、米と同様に価格変動を補てんする制度を創設すること。

#### （3）地域特産作物の産地化の推進

新たな経営所得安定対策において、水田を活用した地域特産作物の振興を支援できるよう、支援対象作物や単価の設定などについて、現在の「産地資金」を例に、地域の裁量が反映できる仕組みを構築すること。

### 2 農地集約の推進

「農地中間管理機構（仮称）」が行う農地の集約化については、地方公共団体が、重点的に集約化する地域を指定する仕組みにするとともに、条件不利圃場の基盤整備や農地を貸し付けるまでの中間管理については、国が責任を持って実施すること。

### 3 鳥獣害対策の充実

（1）イノシシ、シカ等の有害捕獲の実施や防護柵の整備等を進めるため、鳥獣被害防止総合対策交付金の事業期間を延長するとともに、有害捕獲のための経費や、山ぎわの草刈り、えさ場の除去など、地域住民による生息地管理に対する支援制度を創設すること。

（2）シカ、クマなど県を越えて移動・生息する野生鳥獣については、国が広域的な生息調査を実施して、個体数管理を行うこと。



## 現状と課題

### 1 農業者が意欲を持てる新たな経営所得安定対策の実施

#### (1) 農業者が意欲を持てる水田営農の充実

- ・農業経営を安定させ国内生産力を確保するためには、頻繁に制度を変更することなく、長期的に経営を支える制度を安定的に継続することが重要
- ・平成24年度における本県の生産数量目標に対する加入割合は95%（全国第5位）

#### (2) 水田でつくる畑作物の所得補償の充実

- ・そばについては、価格変動を補てんする制度がなく、価格下落分を補てんする仕組みが必要

#### (3) 地域特産作物の産地化の推進

- ・これまで水田を活用して、サトイモやネギ、スイセンの産地化を推進

### 2 農地集約の推進

- ・国では、農地集積や耕作放棄地の解消を加速化し、多様な担い手による農地のフル活用を目指しており、その手段として、農地の借り受け、貸付けの中間的受け皿となる「農地中間管理機構（仮称）」の整備を検討

### 3 鳥獣害対策の充実

- ・国の鳥獣被害防止総合対策交付金は、平成27年度で終了。鳥獣被害の防止効果を上げるためには、金網柵や電気柵の点検・管理、山ぎわの草刈りやえさ場の除去など、絶え間ない地域住民の活動が必要であり、こうした活動を支援する制度が必要
- ・野生鳥獣の保護管理については、各県で生息調査を行い、特定鳥獣保護管理計画等を作成して個体管理を行っているが、広域的に移動・生息する野生鳥獣については、各県が調査し、対策を講じていても、効果は低い。

## 担当部署

農林水産部 農林水産振興課、水田農業経営課

## 力強い農林水産業の実現（2）

農林水産省

### 提 案

#### 1 かんがい排水事業の円滑な推進

- (1) 国営かんがい排水事業「九頭竜川下流地区」の平成28年春の全区域での通水に向け、事業を着実に進めること。
- (2) 国営事業と一体的に整備を進めている関連県営事業について、必要な支援を実施すること。
- (3) かんがい排水事業の効果を最大限発揮させるため、水田園芸の導入など事業地域における農業農村振興策を支援すること。

#### 2 農業水利施設の適切な保全管理の推進

- (1) 老朽化が進行した農業水利施設について、長寿命化対策を支援すること。
- (2) 地域住民が一体となっていく農業用水などの保全管理活動を継続的に支援すること。
- (3) 国営造成施設の保全管理に係る支援を強化すること。

### 現状と課題

#### 1 かんがい排水事業の円滑な推進

- (1) 九頭竜川下流域における塩害や用水不足などを解消するために、国営かんがい排水事業と関連県営事業を重点的に推進している。
- (2) 関連県営事業は、国営事業と一体的に整備を進めることで相乗的な効果を発現
- (3) 福井県では、かんがい排水事業の効果を最大限発揮させるため、良質米栽培技術の確立、水田園芸の導入、省力機械導入による露地野菜の生産拡大等の具体的施策を定めた「九頭竜川地域 農と水の振興ビジョン」を平成24年3月に策定し、農業と農村の両面での地域振興を推進

#### 2 農業水利施設の適切な保全管理の推進

- (1) 本県における圃場整備率は全国トップクラスであるが、整備された農業水利施設（農業用排水路、用排水ポンプ場、頭首工など）の老朽化が進行しており、施設の長寿命化に向けた戦略的な保全管理が必要
- (2) 農地・水保全管理支払についての、本県の共同活動および向上活動の取組率は高いため、地域の主体性を活かした農地・農業用水の適切な保全管理・整備を一層支援すべき。

### 担当部署

農林水産部 農林水産振興課、水田農業経営課、園芸畜産課、農村振興課

## 力強い農林水産業を実現（3）

総務省、財務省、農林水産省、環境省、

### 提 案

#### 1 森林等を守るための新たな税制

##### （1）「森林環境等を保全するための税」の法定税化

国民が広く享受している森林・農地の公益的機能を守るため、地方が行う森林保全対策等の財源として、いわゆる「森林環境等を保全するための税」を法定税化し、税収を森林・農地面積や人口等に応じて都道府県間で配分すること。

##### （2）林業経営を支援する新たな税優遇策

林業経営継続のための納税猶予制度について、相続税の納税猶予の対象となる山林を拡充するとともに、贈与税における制度を創設すること。

#### 2 林業公社の分収造林事業の抜本的対策

##### （1）日本政策金融公庫資金借入に対する金融措置

毎年の債務累増の要因となっている利子負担を解消するため、日本政策金融公庫借入金の利率引下げや任意繰上償還などの金融政策を実施すること。

##### （2）森林整備事業の拡充

条件の不利な地域が多い分収造林事業を確実に進めるため、必要な間伐や路網整備などを実施する森林整備補助制度を拡充すること。

#### 3 外国資本等による森林買収の規制等に関する法整備

##### （1）森林買収の規制に関する法整備

国土保全および安全保障の観点から、外国資本等による森林買収を規制、監視していくための法整備を行うこと。

##### （2）重要な水源地などの国有地化・公有地化

国民の安全・安心な生活を確保する上で不可欠な水資源を守るため、重要な水源地を国有地化するとともに、地方公共団体の公有地化を支援する制度を創設すること。

## 現状と課題

### 1 森林等を守るための新たな税制

#### (1) 「森林環境等を保全するための税」の法定税化

- ・「森林環境等を保全するための税」について、現在全国 33 県が独自に導入

#### (2) 林業経営を支援する新たな税優遇策

- ・森林の集約・集積や県産材の需要拡大により、採算性向上を実現して林業を活性化

### 2 林業公社の分収造林事業の抜本的対策

- ・木材価格の長年にわたる下落により、国が推進してきた分収造林事業の枠組みが破綻
- ・林業公社では、累積する債務を将来の事業収入により償還することが困難になるなど、経営は極めて厳しい状況
- ・福井県では、林業公社の債務がこれ以上累積することを防ぐため、公社の債務と事業を県が継承する方針
- ・林業公社の債務問題は、全国的な課題であるが、公社自身の努力や県の支援策だけでは解決できる問題ではなく、拡大造林を進めてきた国の責任において、抜本的な対策をとることが必要

### 3 外国資本等による森林買収の規制等に関する法整備

- ・外国資本等による水源地の買収事例が全国各地で確認されており、将来にわたる水資源の保全について不安が高まっている。
- ・県では、水源地を保全するため、土地取引の事前届出等を定めた条例を制定。不適正な利用の抑止には有効であるが、外国資本等による売買自体を制限することは不可能
- ・ダムの上流など、特に重要な水源地を確実に保全するためには、国有地化・公有地化のための新たな仕組みが必要

## 担当部署

総務部 財務企画課、税務課/ 農林水産部 県産材活用課、森づくり課

## 力強い農林水産業を実現（4）

農林水産省

### 提 案

#### 漁業経営対策の充実・強化

##### 1 漁業経営の安定

- (1) 漁業用燃油価格安定（セーフティネット）対策について、国の積立額を拡充するなど、漁業者の損失が補てんされる制度とすること。
- (2) 漁業用燃油に対する免税措置について、平成26年度以降も継続すること。

##### 2 新規漁業就業者の確保

新規漁業就業者が、就業希望地域に応じた操業技術や知識を習得できるよう、地域の先進漁家での研修を支援する制度を創設すること。

### 現状と課題

#### 漁業経営対策の充実・強化

##### 1 漁業経営の安定

- ・ 漁業用A重油は、平成15年6月に41.4円/ℓであったが、平成25年2月には92.3円/ℓとなり、2倍以上に高騰
- ・ 現在のセーフティネット制度は、燃油価格が上昇した際、国と漁業者が1:1の割合で積み立てた資金により補償されるが、補償金額が不十分であり、国による積立額の拡充が必要
- ・ 漁業用A重油に対する石油石炭税の免税措置は25年度末、軽油引取税の免税措置が平成26年度末までとなっており、燃油高騰などに苦しむ漁業者の負担を軽減するためにも免税措置の継続が必要

##### 2 新規漁業就業者の確保

- ・ 国は、平成25年度に、漁業学校において必要な知識の習得等を行う新規漁業就業者に対する給付金制度を創設
- ・ 支給対象となる研修は、全国4施設での遠洋漁業といった特定の漁業種類に偏っており、定置網漁業や底引き網漁業なども対象とするなど、地域の実態に即した研修の仕組みが必要

### 担当部署

農林水産部 水産課

# 人間力を高める質の高い教育（1）

外務省、文部科学省

## 提 案

### 1 教育体制の充実

#### （1）公立学校の学級編制標準の見直し

少人数によるきめ細かな指導を行うため、法改正により、小学2年生から中学3年生までの少人数学級を段階的に制度化すること。

また、小学校における外国語活動といった専科指導の充実のため、専門的に指導を行う専科教員の配置を制度化すること。

#### （2）学力向上のための支援員の配置

退職教員など地域の多様な人材を指導員として学校に派遣する「補習等のための指導員等派遣事業」について、現在事業の対象とならない前年度に地方自治体が独自に配置した支援員についても、事業の対象とすること。

また、こうした学力向上のための支援員の配置を、長期に継続する制度とすること。

#### （3）教員派遣研修の弾力化

産業や福祉など教育分野以外の行政機関に研修派遣される教員を法定の教員として位置付け、制度化すること。

### 2 英語教育の充実

#### （1）ALTの資質向上

JETプログラムALTによるTT（ティームティーチング）指導の効果を高めるため、次の対策を講じること。

- ① ALTの任用に当たり、地方自治体による面接の導入などALTの適性を判断して採用できる制度に改善すること。
- ② ALTの英語指導資格保有者の割合を高めるとともに、地方自治体に配置する前のALTに対する研修を充実すること。
- ③ 最大任用期間を延長すること。
- ④ 小中学校におけるALTの支援対象を拡充すること。

#### （2）英語教員のための海外研修の充実

夏季休暇などを利用した短期間（1ヶ月程度）の研修など、英語教員の海外研修制度を充実すること。

#### （3）英語のカリキュラムの充実

TOEFL等の外部検定試験の受験を、高校の授業のカリキュラムとして取り入れ、生徒の英語力を客観的に検証できる体制を整備すること。

## 現状と課題

### 1 教育体制の充実

#### (1) 公立学校の学級編制標準の見直し

- ・福井県では、小学5・6年生で36人学級、中学1年生で30人学級、中学2・3年生で32人の学級編制基準を独自に実施
- ・小学3年生、4年生になると、学校生活にも慣れ、人間関係が広がる中でいじめなどの問題行動も多くなる傾向にある。また、授業時間数が増え、学習内容も難しくなることから、児童間の理解力の差が大きくなる。
- ・平成24年度からは、専科指導を行う教員の配置に対する加配措置が創設されたが、全国で400人のみの措置であり、専科指導の充実のためには、専門的指導のための教員配置を制度化することが必要

#### (2) 学力向上のための支援員の配置

- ・国は、平成25年度に「補習等のための指導員等派遣事業」を創設
- ・福井県では、集団生活に適用できるよう、小学1・2年生の31人以上の学級に、学校生活を支援するための支援員を131人配置

#### (3) 教員派遣研修の弾力化

- ・現在、教育機関および民間企業への派遣教員は、研修等定数として加配の対象となっているが、それ以外の分野の行政機関への派遣は対象外
- ・福井県では、教育以外の産業・福祉等の分野に若手教員を派遣し、教員の政策立案能力の向上を図り、研修成果を進路指導や職業教育に活用

### 2 英語教育の充実

#### (1) A L Tの資質向上

- ・A L Tによる指導効果を高めるためには、A L Tが教員免許やT E F L（英語が母語でない人への英語教授法の資格）を取得することが有効
- ・最大任用期間を現在の5年以上とすることで、経験豊かで意欲のある優秀なA L Tを確保することが必要
- ・小中学校へのA L T配置は市町に地方交付税措置がされているものの、J E Tプログラムでの雇用に限られており、それ以外の雇用に対しては措置されていない。

#### (2) 英語教員のための海外研修の充実

- ・教員の授業力を強化するためには、英語による指導方法の修得などが必要

#### (3) 英語のカリキュラムの充実

- ・各教育段階において、生徒が身につけたコミュニケーション能力を適切に評価・検証し、その後の教育に活かすことが必要

## 担当部署

教育庁 学校教育政策課、高校教育課、義務教育課

## 人間力を高める質の高い教育（2）

文部科学省

### 提 案

#### 1 教育環境の向上

教育環境の向上のため、市町が実施する小中学校における空調設備の整備に対する支援を充実すること。

#### 2 就職支援コーディネーターの配置

若者の就職支援策として、学生や生徒の就業にきめ細かく対応するコーディネーターの高校等への配置を継続的に支援すること。

#### 3 障害のある児童・生徒への支援

(1) 小・中学校の通常の学級に在籍する、特別な支援を必要としている児童・生徒に対し、授業中に必要な支援を実施できるよう、特別支援教育の免許を有する非常勤講師を支援員として配置する制度を創設すること。

(2) 発達障害のある高校生の就職支援を充実するため、生徒の職業適性を把握し、コミュニケーション能力等の育成や職場開拓を行い就労につなげるなど、障害特性に合わせて就職支援を行う支援員を配置する制度を創設すること。

#### 4 大学入試センター試験敦賀試験会場の新設

受験条件の公平化のため、敦賀市内に試験場を新設すること。

### 現状と課題

#### 1 教育環境の向上

- ・福井県の小中学校の空調設置状況は、小学校が 15.0%、中学校が 53.9%であり、教育環境の格差が生じないように計画的に整備を進めることが必要
- ・平成 24 年度から、夏季休暇中に、「夏休み個別学習相談会」「夏休み理科実験応援プロジェクト」を実施し、児童生徒の学ぶ意欲や学力の更なる向上を図っており、学校の空調設備の設置が不可欠

#### 2 就職支援コーディネーターの配置

- ・福井県では、就職支援コーディネーターに緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用して、高校生等の就職支援を行っており、また、退職した企業の採用担当者や熟練技術者の産業人材活用策としても有用であるため、制度化し、恒常的に実施することが必要



### 3 障害のある児童・生徒への支援

- ・文科省の調査によると、小・中学校の通常学級に在籍する、特別な支援を必要としている児童生徒の割合は、全国で約 6.5%
- ・通常の学級の授業中でも、障害のある児童・生徒を適切に支援できる体制を整えるため、福井県では、独自に特別支援教育の免許を有する非常勤講師を 36 名配置しており、児童生徒を支援する体制の制度化が必要

#### 【特別支援教育支援員の配置状況】

平成 24 年の福井県内の特別支援教育支援員の配置 360 人

- ・発達障害等により支援や配慮を必要とする生徒の就労支援に当たっては、障害の特性を把握するとともに、その適性に合った職場を開拓し、適切な職務分析による作業手順や業務マニュアルを作成できる支援員（ジョブコーチ）の配置が必要

### 4 大学入試センター試験敦賀試験会場の新設

- ・現在、敦賀地区の高校生は福井市内の福井大学で受験。積雪や荒天時による交通遅延が懸念されるため、多くの生徒が前日から福井市内に宿泊しており、受験生の心理的負担および保護者の経済的負担が大きい。

#### 【平成 25 年度大学入試センター試験】

敦賀高校 受験者 165 人 前泊者 114 人

敦賀気比高校 受験者 46 人 前泊者 30 人

## 担当部署

教育庁 教育振興課、高校教育課、義務教育課

## 生活の質を高める医療・福祉（1）

厚生労働省

### 提 案

#### 1 がん対策の推進

##### （1）がん検診の実態把握

市町村が行うがん検診受診状況に加え、職場で行う検診も含めた地域全体の受診状況を把握する仕組みを国が整備し、その情報を地方自治体に提供すること。

##### （2）がん検診の受診促進

がん検診推進事業を平成26年度以降も継続して実施すること。

##### （3）職場から市町村への情報提供システムの整備

市町村ががん検診未受診者に受診を勧奨できるよう、職場でのがん検診受診名簿を事業者が市町村に報告するシステムを整備すること。

##### （4）陽子線がん治療の医療保険適用

治療費について早期に医療保険を適用し、適正な診療報酬を設定すること。

#### 2 難病対策の強化

現在見直しが進められている難病の医療費助成制度については、公平性を確保するため、患者の重症度や医療費負担の大きさに着目し、希少・難治性疾患を幅広く助成の対象とすること。

また、制度を安定して継続するため、県の超過負担を解消するとともに、法制化を含め制度改正を早期に行うこと。

#### 3 データに基づく健康づくりの推進

地域レベルの健康度分析が実施できるよう、全保険者の特定健診、医療費および介護のデータを接合したデータベースを構築し、市町村ごとに全国共通の指標により集計したデータを提供すること。

#### 4 地域医療の充実

国が検討を進めている専門医制度において、総合診療専門医や小児科専門医など、初期診療に携わる専門医の養成プログラムに、一定期間の地域医療勤務を取り入れ、地域医療の支援を充実すること。

## 現状と課題

### 1 がん対策の推進

#### (1) がん検診の実態把握

- ・国のがん対策推進基本計画では「5年以内になん検診の受診率50%以上」(平成24年6月)の目標を掲げているが、事業者や健康保険組合、人間ドックによるがん検診の受診状況は未把握(抽出調査に基づく推計のみ)
- ・がん対策推進基本計画においても、職域等のがん検診の受診率の定期的な把握の仕組みがないことが課題となっており、実態のより正確な分析を行うための早急な対策が必要

#### (2) がん検診の受診促進

- ・子宮がん・乳がんに対する無料クーポンは、クーポン無配布の同年齢の受診率と比較して10%以上の上昇効果が見られたため、継続した取組みが必要
- ・本県では一定の年齢の女性に無料クーポン、検診手帳を配布(平成21年度～)  
(H24配布人数)子宮がん約23,000人、乳がん約26,000人  
補助率 国1/2(市町1/2)
- ・がん検診推進事業の対象として、大腸がんを追加(平成23年度～)  
(H24配布人数)大腸がん約51,000人

#### (3) 職域がん検診の促進

- ・本県では、がん検診を実施していない小規模事業所に対し、がん検診の必要性を啓発するとともに、市町と協力し、職場で市町の受診券を利用した出前検診を実施
- ・平成25年度からは、職域における受診を拡大するため、市町のがん検診受診券の発行対象者に、職場で受ける機会がなかった中小企業の従業者等を追加(検診受診券の被交付者が19万人から31万人に拡大)
- ・本県は、職場でがん検診を行うことができない中小企業の割合が高く、約75%の事業所では従業員に対するがん検診を実施していないと推測されるが、職場がん検診受診者(未受診者)の名簿が把握できれば、未受診者に対して効率の良い受診勧奨が可能となる。

#### (4) 陽子線がん治療の医療保険適用

- ・県立病院陽子線がん治療センターが平成23年3月から陽子線がん治療を開始。24年度末時点で273名を治療
- ・先進医療のため、治療に付随する検査や投薬は公的医療保険の対象であるが、240～260万円の治療費は保険対象外であり、全額自己負担  
※保険適用した場合に必要な医療保険概算額(全国ベース):約60億円
- ・陽子線によるがん治療施設は全国で8つの施設が稼働中

### 2 難病対策の強化

- ・難病といわれる疾患は5,000～7,000あると言われるが、国が難治性疾患克服研究事業の対象としているものが130疾患、そのうち、医療費助成対象は56疾患
- ・県内には平成24年12月末現在、約5,000人の医療費助成認定患者がいるが、研究事業の対象となっている130疾患では、その2～3倍の患者がいると推計
- ・医療費助成のあり方については、国の「難病対策委員会」で議論されている。患者への公平性の観点から、重症度や医療費に着目した検討・見直しが必要

- ・医療費助成に充てる国庫補助交付金は、交付要綱に定められた交付率 50%を大きく割り込む低い水準で推移しており、県費で不足分を補っている。

	事業費	国庫補助交付額	補助交付率
H14	360 百万円	107 百万円	29.7%
H23	767 百万円	188 百万円	24.5%
H24	811 百万円	234 百万円	28.8%

### 3 データに基づく健康づくりの推進

- ・健康づくり対策を推進するためには、都道府県単位だけではなく、全国共通の指標により市町村レベルで健康状況を分析し、比較できる体制が必要
- ・また、市町村別の健康度分析を推進するためには、国保の特定健診データのみならず、全保険者の特定健診データ、医療費データ、介護データを接合し、全国共通の指標で集計したデータを市町村別に毎年提供することが必要

(参考：福井県の取組み)

- ・福井県では、東京大学高齢社会総合研究機構との共同研究事業であるジェロントロジー（総合長寿学）の研究成果を応用し、すべての市町国保の特定健診と医療費レセプトを個人ベースで接合したデータベースを独自に構築
- ・平成 24 年度から「わがまち健康づくり推進プロジェクト」（地域健康度診断システム）を開始し、本県が構築したデータベースを基に市町別の健康度分析を行い、データに基づく市町の健康づくり対策を支援

### 4 地域医療の充実

- ・平成 16 年度の新医師臨床研修制度の導入により、研修医が研修先を自由に選べるようになる一方で、研修医の都市部への集中が加速し、地方の医師不足は深刻な状況
- ・国は、専門医のあり方に関して検討しているが、医療提供体制における専門医制度において、地域医療に携わる医師を安定的に確保するための方策が必要

## 担当部署

健康福祉部 地域医療課、健康増進課



## 生活の質を高める医療・福祉（２）

厚生労働省

### 提 案

#### 1 エイジング・イン・プレイスの推進

##### （１）医療と介護の連携を強化する、地域独自の取組みへの支援

介護保険者が在宅医療・介護サービスの調整等を行うコーディネーターを地区医師会に配置できるようにするなど、地域が独自の在宅介護システムを工夫できるよう、介護保険の地域支援事業の要件を緩和すること。

##### （２）在宅ケア拡大のカギとなる２４時間訪問サービスの普及促進

地方において「２４時間対応の訪問介護看護サービス」を普及するため、このサービスと組み合わせた高齢者向け住宅の整備を支援すること。

##### （３）在宅ケアを支える家族の負担軽減

家族の都合等により一時的に在宅でのケアが困難となる在宅療養者の受入場所として、指定通所介護事業所における一時宿泊サービス（お泊りサービス）の制度を設けること。

#### 2 住所地特例の拡大

介護保険制度における住所地特例を、救護施設や障害者支援施設などの福祉施設にも拡大すること。

## 現状と課題

- ・福井県では、住み慣れた地域で自分らしく老いることのできる社会（エイジング・イン・プレイス）を実現するため、東京大学とジェロントロジー共同研究を行い、その成果を活かした施策で成果を上げている。

### 1 エイジング・イン・プレイスの推進

#### (1) 医療と介護の連携を強化する、地域独自の取組みへの支援

- ・在宅での療養を希望する患者に対し、コーディネーターを配置して在宅医や訪問看護等を調整する業務は、地域支援事業の包括的支援事業の一つであり、地域包括支援センターが一体的に実施する。
- ・しかし、当県と東京大学とのジェロントロジー共同研究において、介護保険者がコーディネーターの配置を地区医師会に委託することにより、医療と介護の連携を一層強化できるという知見が得られた。
- ・市町村（介護保険者）において、コーディネーターの安定的財源を確保するためには地域支援事業の活用が必要であるが、地域支援事業では介護保険者が包括的支援事業の一部を委託することは認められていない。しかし、本県の知見によれば、地区医師会などに委託する場合でも地域支援事業の対象とすることが必要

#### (2) 在宅ケア拡大のカギとなる24時間訪問サービスの普及促進

- ・24年度から導入された新たな介護サービスである「定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス（24時間訪問サービス）」は、地方では需要が見込みにくく、事業者はサービス参入に二の足を踏む状況
- ・事業者の参入を促すためには、利用者を安定的に見込める「サービス付き高齢者向け住宅」に24時間訪問サービス事業を併設することが効果的

#### (3) 在宅ケアを支える家族の負担軽減（一時宿泊サービス制度の創設）

- ・「お泊りデイ」事業は介護保険制度外のサービスであり、宿泊費は全額利用者負担。また宿泊料金や事業内容も事業所ごとに異なる。
- ・今後、「お泊りデイ」事業において、一定以上の質を確保するためには、事業運営上の統一基準が必要であり、国による制度化が必要

### 2 住所地特例の拡大

- ・住所地特例対象外の福祉施設から介護保険施設に入所者が移転した場合、移転前の福祉施設所在地の市町村が介護保険者として費用を負担することになるため、他市町村の住民を受け入れる福祉施設が多い市町村では、財政負担が増加

## 担当部署

健康福祉部 長寿福祉課、障害福祉課

## 生活の質を高める医療・福祉（3）

内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省

### 提 案

#### 1 幼児教育・保育の充実に向けた「子ども・子育て支援新制度」の推進

「子ども・子育て支援新制度」の制度設計に当たっては、事業主体である地方自治体と十分協議し、地域の実情に合った制度とすること。

また、待機児童の解消に偏ることなく、保育所・幼稚園・認定こども園の人員配置基準の引上げや職員の処遇改善など、教育・保育水準を向上する制度とすること。

#### 2 多世代同居による子育てを支援

家庭での相互扶助により子育てができる3世代（多世代）同居を促進するため、小規模家屋に適用されている固定資産税や不動産取得税の軽減措置を、3世代以上が同居する家屋についても適用すること。

#### 3 「放課後児童クラブ」の整備の促進

希望する小学6年生までの児童受入れを促進するため、市町村が行う放課後児童クラブの整備に必要な支援制度を拡充すること。

#### 4 家族の日フォーラムの本県開催

家族や地域の大切さについて理解を深める「子ども・子育て支援『家族の日』フォーラム」を平成26年度に福井県において開催すること。



## 現状と課題

### 1 幼児教育・保育の充実に向けた「子ども・子育て支援新制度」の推進

- ・平成26年度から適用される「子ども・子育て支援新制度」は、幼児教育・保育・子育て支援を総合的に進めて、これらの質・量を充実するものであり、国の「子ども・子育て会議」において、基本指針や保育所の認可基準などの検討が進められている。
- ・子育て支援に対するニーズは地域によって異なるため、制度設計に当たっては、事業主体である地方自治体と十分協議することが必要
- ・消費税率引上げによる財源は、待機児童解消のための措置や、保育の質の改善（職員配置や処遇の改善）に充当されるが、その配分割合について、待機児童解消に偏ることなく、保育の質の改善に必要な額を確保することが必要

#### 【参考】

職員配置基準	(保育所) 児童：職員	(幼稚園)
0歳児	3：1	
1・2歳児	6：1	
3歳児	20：1	1学級 35人
4・5歳児	30：1	

### 2 多世代同居による子育てを支援

#### 【提案する制度】

小規模住宅に対する税の軽減措置を、3世代以上が同居する全ての住宅に適用

(小規模住宅に対する軽減措置の概要)

固定資産税：延床面積280㎡を下回る家屋については、120㎡分に相当する税額を2分の1に減額

不動産取得税：延床面積240㎡を下回る家屋については、1,200万円を評価額から控除

### 3 「放課後児童クラブ」の整備の促進

- ・昨年8月に児童福祉法が改正され、平成27年4月から「放課後児童クラブ」の対象が、小学校に就学している全ての児童に拡大される見込み
- ・クラブへの入所を希望する全ての児童を受け入れるために、施設の増加・改修が必要
- ・福井県では、全ての児童を受け入れる施設の整備に対し、独自に追加支援を実施して市町の負担を軽減

#### 【施設改修等の現行の補助率】

国 1/3、県 1/3、市町 1/3

### 4 家族の日フォーラムの本県開催

- ・内閣府が平成22年度から開催  
平成24年度 東京都開催、平成23年度 新潟県開催、平成22年度 秋田県開催

## 担当部署

総務部 税務課 / 健康福祉部 子ども家庭課 / 教育庁 義務教育課

## 安心を守る防災・安全対策（1）

内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省

### 提 案

#### 1 活断層の挙動等に係る調査研究の推進と国内観測網の整備

活断層の存在とその挙動は、原子力発電所のみならず交通、産業など様々な重要インフラ施設の安全性に関わる重要課題であり、その活動規模、発生確率、施設への影響等を個々に予測・評価するための調査研究を推進すること。

特に、原子力発電所等の重要施設周辺の活断層において、地殻、電流、地磁気等の変化を常時監視する新たな国内観測網を整備すること。

#### 2 耐震化の促進

耐震化すべき全ての施設について、I s 値（耐震指標）が比較的高い施設も、低い施設と同様の支援を行い、耐震化を促進すること。

##### （1）公立学校施設（幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校）

- ① 実勢単価ベースでの補助を継続すること。
- ② 学校教育施設の耐震工事に対する起債の充当率および交付税措置の地域差を解消すること。
- ③ 防災機能強化事業を拡充し、公立学校施設の防災拠点としての機能を強化すること。

##### （2）私立学校施設（幼稚園・高校）

- ① 補強工事に対する補助率の暫定的な引上げ措置を、平成26年度以降も継続すること。
- ② 高校の改築も支援対象とすること。

##### （3）私立保育所

平成25年度に終了する安心こども基金に代わる、新たな支援制度を設けること。

##### （4）公民館等公共施設

公民館等の公共施設は、避難所として活用されることも多いことから、特に整備促進に向けた制度を拡充すること。

##### （5）水道施設

ライフライン機能強化等事業の採択基準を緩和すること。

#### 3 介護施設等の防火対策に対する支援

介護施設等の消防設備の設置について、平成25年度に終了する介護基盤緊急整備等臨時特例基金に代わる、新たな支援制度を設けること。

## 現状と課題

### 1 活断層の挙動等に係る調査研究の推進と国内観測網の整備

- ・重要インフラの安全性に関わる活断層については、「どの程度の規模なのか」「どのように動くのか」「その危惧性はどの程度なのか」「発電所にどのような影響を与えるのか」等について、耐震工学など幅広い科学技術の面から学問的に解明していくことが必要
- ・このためには、活断層の活動規模、発生確率、施設への影響等を個々に予測・評価するための調査研究を推進することが必要
- ・国の観測は、限られたエリアで、各大学や研究機関が個別に実施している状況。このため、特に原子力発電所など重要施設周辺の活断層を対象とした新たな国内観測網の整備が必要

### 2 耐震化の促進

#### (1) 公立学校施設

- ・本県の学校教育施設の耐震化率は8割程度で、177棟の補強工事が必要  
公立幼稚園施設 (79.7%)、公立小中学校 (84.7%)、県立高校 (88.6%)
- ・東日本大震災では、耐震指標 (I s 値) 等が比較的高いとされた学校も被災しており、耐震指標の高い施設も含めて耐震化の対象となる全ての学校教育施設の耐震化が必要  
公立幼・小・中学校の補強工事の補助率  
I s 値 0.3 未満の建物 2/3  
I s 値 0.3 以上の建物 1/2 (但し、公立幼稚園・特別支援学校は 1/3)  
※いずれも地震防災対策特別措置法に基づく特別措置 (原則は、1/3)

補強工事の交付税措置等に地域格差あり

- 地方債充当率 90% (地震防災対策強化地域)  
75% (その他地域)
- 地方債元利償還金の交付税措置 66.7% (地震防災対策強化地域)  
50% (その他)

#### (2) 私立学校施設 (幼稚園・高校)

- ・私立学校施設の耐震化率 県内 (73.5%)、全国 (75.4%) [H24. 4. 1 現在]
- ・I s 値 0.3 未満の補強工事の暫定的な引上げ措置 (国庫 1/3→1/2) は、平成 25 年度末までの措置
- ・平成 26 年度以降に耐震補強工事を予定している学校があり、同措置の継続が必要
- ・建物の老朽化から、補強工事より改築を選択する学校があるが、私立学校のうち、改築工事が補助対象となっているのは幼稚園のみで、高校については対象外

#### (3) 私立保育所

- ・安心こども基金は平成 25 年度までの措置

#### (4) 公民館等公共施設

- ・避難場所に指定されている県内 161 の公民館のうち、48 の公民館 (約 30%) は耐震補強工事が必要

### (5) 水道施設

- ・ 本県の水道施設（基幹管路）の耐震化率は27.6%（全国29位）【全国平均32.6%】
- ・ 22年度から、老朽管更新事業等の採択下限である資本単価が70円/m<sup>3</sup>→90円/m<sup>3</sup>に引き上げられたため、県内4市町が採択外  
【福井市（73.4円）、坂井市（73.7円）、永平寺町（61.1円）、敦賀市（46.7円）】

### 3 介護施設等の防火対策に対する支援

- ・ 平成25年2月に発生した長崎市の認知症高齢者グループホームでの火災事故を受け、介護施設等においては防火対策の徹底が求められている。
- ・ 県では、スプリンクラー等の消防設備の設置義務のない小規模なグループホーム等に対しても、国の介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業の活用により消防設備を設置するよう指導
- ・ 現在、国において消防設備の設置義務の強化が検討されているが、今後、消防法の改正内容も踏まえて、消防設備の設置を促進するためには、国の支援の継続・拡充が不可欠

## 担当部署

総務部 大学・私学振興課 / 安全環境部 危機対策・防災課、原子力安全対策課 /  
健康福祉部 長寿福祉課、子ども家庭課、医薬食品・衛生課 /  
教育庁 教育振興課、生涯学習・文化財課

## 安心を守る防災・安全対策（2）

警察庁

### 提 案

#### 原発テロに係る対処能力の強化

##### 1 緊急展開力の強化

緊急時の部隊投入に要する時間を大幅に短縮するための待機寮を備えた嶺南機動隊庁舎等を整備すること。

##### 2 防護力の強化

実践的な射撃訓練を実施するための中距離射撃場を整備すること。

##### 3 現場指揮機能の強化

放射性物質の拡散に対応できる現場指揮機能を確保するための現場指揮車、情報収集車および高機動型NBCスーツ（核・生物・化学防護服）を整備すること。

### 現状と課題

- ・国内最多の原子力関連施設が集中立地している福井県においては、原発テロに係る対処能力を今後さらに強化する必要がある。
- ・原子力関連施設の警戒警備にあたる銃器対策部隊が増員され、特殊車両・装備資機材等も、順次、拡充されることから、今後は、増強された部隊を有機的に機能させるため「緊急展開力」、「防護力」および「現場指揮機能」を強化していく。

#### 1 緊急展開力の強化

待機宿舎が嶺南各地に分散しており、緊急時の応召に相当な時間を要する。

待機寮を備えた庁舎を新設することにより、要員の応召、現地への投入に要する時間を大幅に短縮。車両・装備等の拡充に伴う車庫の整備も必要

#### 2 防護力の強化

特殊銃の射撃訓練は遠方に出向く必要があり、訓練時間の確保が困難

中距離射撃場の新設により、十分な訓練時間を確保し、想定される脅威に応じた実践的な射撃訓練の実施が必要

#### 3 現場指揮機能の強化

原発に対するテロが発生し、高濃度の放射性物質が拡散した場合、安全な地域に現場指揮機能の移転を余儀なくされ、現場活動に支障

本県のような原発集中立地においては、固定された拠点からの指揮体制のほか、いかなる状況にも対応できる機動力を備えた現場指揮体制の構築が必要

### 担当部署

県警本部 警備課

# 災害に強い国土づくり

国土交通省

## 提 案

### 1 ダム事業の推進

#### (1) 足羽川ダム建設事業の推進

足羽川流域の抜本的な治水対策として必要不可欠な足羽川ダムについて、地域の安全を確保するため、1日も早いダム完成を目指し、事業を強力に推進すること。

#### (2) 補助ダム建設事業の推進

河内川ダム、吉野瀬川ダムについては、流域の治水・利水両面から安全・安心が早期に図られるよう必要な支援を行うこと。

### 2 幹線道路の除雪体制の強化

#### (1) 北陸自動車道や国道8号の除雪体制の強化

- ① 大型トラック等がスリップしやすい箇所に、ロードヒーティング等の対策を講じること。
- ② 積雪予測に基づき、余裕を持って普通タイヤ車両の通行規制を講じること。

#### (2) 舞鶴若狭自動車道や国道27号の除雪体制の強化

- ① 画像情報を共有するなど、連携体制を強化すること。
- ② 近年の大雪時の混乱を教訓に、平成26年度の舞鶴若狭自動車道全線開通に向け、除雪機械の増強など除雪体制を強化すること。

## 現状と課題

### 1 ダム事業の推進

#### (1) 足羽川ダム建設事業の推進

- ・足羽川下流の河川改修（激特事業等）は完了したが、抜本的治水対策として足羽川ダムは必要不可欠

（平成 16 年福井豪雨の被害：死者負傷者 24 名、床上・床下浸水約 13,000 戸）

- ・国・県・地元池田町が基本協定を締結し事業を推進
- ・既に池田町と水没住民の理解は得られており、福井豪雨により被害を被った福井市をはじめ関係自治体・住民は、早期の建設を強く要望
- ・平成 24 年 7 月、国土交通大臣は、足羽川ダムの事業継続を決定
- ・平成 25 年 3 月、地権者団体と損失補償基準について合意、現在個別の補償交渉中

#### (2) 補助ダム建設事業の推進

- ・河内川ダムは、ダム本体工事に着手しており、平成 31 年度の完成を目指す。
- ・吉野瀬川ダムは、付替道路の工事を実施中

<進捗状況>

河内川ダム：事業進捗 54.0% （ダム本体工事に着手）

利水（小浜市水道用水、若狭町水道用水・工業用水・かんがい用水）

吉野瀬川ダム：事業進捗 57.1% 付替道路工事中

### 2 幹線道路の除雪体制の強化

- ・平成 25 年 1 月 26 日に武生・木之本間で、事故と降雪により、北陸自動車道と国道 8 号バイパスにおいて同時に通行止めが発生（約 2 時間）
- ・平成 24 年 1 月 24 日の大雪の際、京都府との県境付近において、舞鶴若狭自動車道と国道 27 号で、同時に通行止めが長時間発生（約 9 時間）
- ・平成 26 年度の舞鶴若狭自動車道全線開通に向け、除雪対策の充実が必要
- ・北陸と関西、中京をつなぐ交通の要所の機能不全というだけでなく、災害時における避難体制にも大きく支障を来すものであり、除雪体制の強化が必要

## 担当部署

土木部 河川課、道路保全課

## 強靱な物流体制を確保

法務省、財務省、厚生労働省、国土交通省

### 提 案

#### 港湾の整備と安全性の確保

##### 1 敦賀港の整備

物流拠点としての機能を強化するため、以下の整備を行うこと。

- (1) 静穏度確保のため、鞠山防波堤の早期完成とうねり対策を実施
- (2) 鞠山南地区多目的国際ターミナルの港湾機能の強化に必要な岸壁等の整備や川崎松栄岸壁の耐震補強
- (3) C I Q（税関、出入国管理、検疫）体制の充実による外国からの貨物や旅客の受入れの迅速化

##### 2 福井港の整備

- (1) 国家石油備蓄基地や県内最大の工業団地テクノポート福井の保全のため、福井港海岸の離岸堤整備および護岸改良を早期に完成すること。
- (2) 航路の安全性を確保するための整備等への支援
  - ① 航路幅を確保するための浚渫
  - ② 防波堤の延伸などの土砂堆積軽減対策
- (3) 重要港湾に格上げすること。

##### 3 国有港湾施設の維持管理

国が整備した国有港湾施設の維持管理において、多額の費用が必要となる大規模修繕については、国の責任において行うこと。



## 現状と課題

### 港湾の整備と安全性の確保

#### 1 敦賀港の整備

- ・ 鞠山南岸壁において冬期風浪によるうねりが発生し、コンテナ船の荷役時間が長時間に及ぶなど荷役被害が発生
  - ・ こうした障害に対しては、防波堤および岸壁を整備した国が対策を講じる必要がある
  - ・ 平成 23 年 11 月に「国際フェリー・国際 RORO 船」機能の日本海側拠点港に選定。今後の航路充実と取扱貨物の拡大に向けた港湾機能の強化が必要
  - ・ 川崎松栄岸壁は、二重の防波堤に守られ、防災上の安全性が高く、防災拠点となり得る位置にあるが、耐震化が未了
  - ・ 現行制度では、岸壁の耐震補強は直轄事業では出来ないが、国が整備した川崎松栄岸壁の耐震補強については、国の直轄事業で行うべき。
  - ・ 通常の入出国管理は、福井市の出張所で処理しているが、敦賀港でも行えるよう人員機材等の体制充実が必要
- ※物流拠点としての機能強化は、観光誘客拡大に必要なクルーズ船の寄航促進にもつながる。

#### 2 福井港の整備

- ・ 福井港の取扱貨物量は平成 23 年実績で 1,720,679 トン（全国重要港湾 103 港のうち 70 番目に相当）
- ・ 冬季風浪により、護岸前面消波ブロックの飛散と越波や吸出しによる護岸背後水叩きの陥没被害が発生。防波堤や消波ブロックも被災
- ・ 福井港は九頭竜川付近に位置し、冬季風波の影響等により土砂が堆積しやすく、県では毎年航路整備を実施しているが、流入土量が浚渫土量を上回る状況。また、浚渫土の処分先の確保が困難な状況
- ・ 平成 24 年 2 月 6 日には 1 万トン級の貨物船が座礁
- ・ 福井港は平成 12 年に港湾の格付けが重要港湾から地方港湾に変更されたが、県内最大の工業団地（テクノポート福井）が背後に立地しており、立地企業から、大型船が係留可能な岸壁整備や航路水深の確保を求める要望がある。

#### 3 国有港湾施設の国の負担による維持管理

- ・ 国において整備した国有港湾施設の維持修繕は県が行っているが、通常の利用で生じた大規模な修繕や社会情勢の変化等で必要となった施設改良については、多額の費用を要するため、整備した国で行うべき。

## 担当部署

産業労働部 企業誘致課 / 土木部 港湾空港課

## 地域の豊かな環境と自然を保全（1）

内閣官房、経済産業省、環境省

### 提 案

#### 1 地球温暖化対策の推進

エネルギー基本計画の改定や地球温暖化対策計画の策定を速やかに行い、地方における温室効果排出ガス削減目標の前提となる、2013年度以降の国の地球温暖化対策に関する目標を早急に決定すること。

#### 2 再生可能エネルギーの普及促進

##### （1）事業者の投資を促進するための優遇税制の創設

##### ① 発電事業者の設備投資の促進やランニングコストを軽減する税制を創設すること

○設備投資促進：投資した設備が稼動する前事業年度まで法人税を免除

- ・投資計画の認定を受けた法人に対して、所得金額を限度として積み立てた再生可能エネルギー発電設備投資等準備金を損金に算入
- ・上記法人に対して、投資を行った事業年度において準備金残高を限度に即時償却

○ランニングコスト軽減

- ・再生可能エネルギー源による発電量に対して1kWh当たり一定額の税額を控除

##### ② 再生可能エネルギーに係る投資を促進する税制を創設すること

- ・再生可能エネルギー運営企業や、同事業への投資に特化した投資ファンドへの出資をエンジェル税制の対象に追加

##### （2）固定価格買取制度の安定的な運用

再生可能エネルギー事業の円滑な導入と成長のために、長期的な事業見通しが行えるよう、買取価格や買取期間について安定した運用を行うこと。

##### （3）海洋再生可能エネルギーに係る実測調査の実施

海洋エネルギーを利用する発電技術の早期実用化に向けた実証フィールドの選定について、地方が実施する候補海域での実測調査（風況、波高等）を支援すること。

## 現状と課題

### 1 地球温暖化対策の推進

- ・地方の温室効果ガス削減目標は、国の目標に準じる必要がある。しかし、京都議定書目標達成計画が終了する 2013 年度以降の、国の地球温暖化対策に関する目標が決定されていない。
- ・原子力発電所の安全対策を含めたエネルギー政策を国が示し、この政策に沿って早期に温暖化対策計画を策定することが必要

### 2 再生可能エネルギーの普及促進

#### (1) 事業者の投資を促進するための優遇税制の創設

- ・地球温暖化を防止するためには、太陽光、風力などの自然エネルギーの導入やスマートコミュニティの形成を進めることが必要

#### (2) 固定価格買取制度の安定的な運用

- ・ドイツやスペインでは、制度導入後、太陽光発電の普及が急激に進んだものの、電気料金の上昇をもたらしたために、国が突然、買取価格を引き下げた。その結果、再エネ市場が急速に縮小し、企業の倒産など関連業界の成長に著しい混乱を及ぼした例があるため、適正な水準を維持することが必要

#### (3) 海洋再生可能エネルギーに係る実測調査の実施

- ・内閣官房総合海洋政策本部が平成 25 年度に選定する、海洋再生可能エネルギー実証フィールドに応募するためには、気象・海象条件、水深、海底地形等の実測確認データの提供が必要
- ・しかし、これまでに観測データの実測確認が行われているのは、全国でも限られた地域のみであり、応募のための新たな実測確認は全額が地方の負担となっている。

## 担当部署

総務部 税務課 / 安全環境部 環境政策課

## 地域の豊かな環境と自然を保全（2）

環境省

## 提 案

1 微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）への対応

## （1）国外の発生源に対する対応

中国等国外の発生源から飛来してくるPM<sub>2.5</sub>について、健康影響等が起こらないよう、中国等に対して技術協力を行うなど、越境大気汚染防止対策をさらに積極的に推進すること。

## （2）小児、高齢者等に対する対応

PM<sub>2.5</sub>高濃度時の小児、高齢者等に対する対応について、明確な指針を示すこと。

## （3）局舎への財政措置

測定局は、中国等国外起因の物が主たる要因と考えられるPM<sub>2.5</sub>の測定を行うものであることから、その整備には国が財政的支援を行うこと。

## 2 海岸漂着物の円滑な処理

海岸漂着物の回収・処理や発生抑制などに要する経費について、海岸漂着物処理推進法の趣旨に基づき、恒常的な財源を措置すること。

## 3 国立公園等整備費事業の対象拡大

国立公園等整備事業の対象を第2、3種特別地域へ拡大し、白山国立公園の「越前禅定道」の全通に向けた整備を行うこと。

## 4 SATOYAMA イニシアティブ国際会議開催への協力

今年9月に本県で開催される国際会議に対し、国の広報によるPRなど、本県と連携した積極的な支援を行うこと。

## 現状と課題

### 1 微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）への対応

#### （1）国外の発生源に対する対応

- ・中国では、平成25年1月10日頃からPM<sub>2.5</sub>による大規模な大気汚染が断続的に発生し、日本国内においても、この影響と考えられるPM<sub>2.5</sub>濃度の上昇を観測
- ・これまで自治体においては、大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設の規制等を通じてPM<sub>2.5</sub>を含めた大気汚染防止対策を実施
- ・しかし、今回のPM<sub>2.5</sub>濃度の上昇に対しては、各自治体における対応だけでは限界があり、中国など国外の発生源における発生量を低減させることが不可欠

#### （2）小児、高齢者等に対する対応

- ・3月1日の環境省指針等だけでは、PM<sub>2.5</sub>濃度が高くなった場合の小中学校における屋外体育の実施の可否等について判断が困難であり、別の明確な指針が必要
- ・国民の関心が高まっている中、自治体毎の異なった対応は国民の混乱を招く可能性

#### （3）局舎への財政措置

- ・平成24年度末時点における全国のPM<sub>2.5</sub>常時監視体制は、環境省が定めた事務処理基準に基づく必要測定局数(1,292局)のうち、556局に留まっている。
- ・環境省は、自治体からの常時監視体制の整備に係る財政支援の要望に対し、地方交付税を活用した整備を行うよう求めているが、地方交付税だけでは十分な対応が困難

### 2 海岸漂着物の円滑な処理

- ・大量のポリタンク容器や木材、河川から流出したゴミなど、対応しきれない大量の漂着物が広域にわたって海岸に押し寄せ、地域住民の生活や観光・漁業等に影響
- ・平成21年7月に施行された「海岸漂着物処理推進法」では、国が海岸漂着物対策に必要な財政上の措置を講ずることを明記
- ・平成25年度から、国の地球環境保全対策費補助金（海岸漂着物地域対策推進事業）による基金を設置して処理等を行っているが、平成27年度以降の財源措置が未定

### 3 国立公園等整備費事業の対象拡大

- ・「越前禅定道」は最古の白山登拝のルートであり、この道の復元は白山信仰の源流体験などによる利用が期待され、白山国立公園全体の魅力向上につながる。

#### 【整備が必要な箇所】

白山伏拝・祓川間については、通行できるよう整備が必要

中地藏（小原登山口）・伏拝（小原峠）間については、利用者も多く危険箇所の対策として、階段等の整備が必要

- ・国は国立公園等整備費（直轄事業）の対象を国立公園の特別保護地区、第1種特別地域および海域公園に限定しており、第2、3種特別地域の施設整備の状況との間に格差が生じている。

（「越前禅定道」は、第2、3種特別地域）

- ・国立公園では自然環境整備交付金も利用できないため、国立公園等整備費の対象を第2、3種特別地域まで拡張することが必要

### 4 SATOYAMA イニシアティブ国際会議開催への協力

- ・平成24年10月にインドで開催された第3回定例会合において、第4回定例会合の福井開催が決定
- ・会合の成功のためには国内外からの誘客が重要であり、国の広報等による協力が必要

## 担当部署

安全環境部 環境政策課、循環社会推進課、自然環境課

## 平成30年福井国体の開催

総務省、文部科学省、国土交通省

### 提 案

#### 1 国体の開催県への財政的な支援

- (1) 大会運営費に対する支援を充実すること。
- (2) 福井国体の開催に向け、今後本格化する施設整備費に対し、社会資本整備総合交付金やスポーツ振興くじ（toto）助成など必要な予算を確保すること。

#### 2 国体の充実・活性化

以下の項目の実現に向け、共同主催者3者（文部科学省、（公財）日本体育協会、開催県）による検討を進めること。

- (1) 開催県や開催市町の実情に応じた大会運営ができるよう、施設基準の弾力的な運用など簡素・効率化を進めること。
- (2) ゼッケンスポンサー制度の導入など、開催県が国体でより多くの収益を上げる仕組みを創設すること。
- (3) 魅力ある国体とするため、トップアスリートが参加しやすい大会となるよう環境整備を行うこと。

#### 3 国体開催県における地元選手のレベルアップ支援

- (1) 地方においても国内最高レベルの競技を身近に感じる機会を増やすために、国において、（公財）日本体育協会（中央競技団体）等に、国体開催地をはじめとする地方での各種全国大会等の開催についてのルール化を働きかけるとともに、大会開催に対し支援を行うこと。
- (2) 国体開催を地方のスポーツ振興の中核となる人材育成につなげるために、国において、（公財）日本体育協会に対し、各競技団体の指導者育成に向けた講習会の地方開催を指導するとともに、開催支援を行うこと。

#### 4 国体開催に向けたスポーツの振興

##### (1) 地域のスポーツ拠点の形成

地域のスポーツ拠点を形成し、スポーツ振興と地域の活性化を進めるため、小中高校生が参加するスポーツの全国大会の実施に対し継続的に支援すること。

## (2) 小学校への「体育支援アシスタント（仮称）」派遣制度の創設

小学校体育を充実し、運動・スポーツが好きな子どもを育むため、地域のスポーツ指導者が、授業のサポート支援員として実技指導などを行う「体育支援アシスタント（仮称）」派遣制度を創設すること。

### 現状と課題

#### 1 国体の開催県への財政的な支援

- ・大会運営を行うため、開催県には多額の財政負担が生じており、国も共催者として応分の負担が必要
- ・福井県においては、福井運動公園など県有施設や市町有施設の整備に対する支援が必要

#### 2 国体の充実・活性化

- ・簡素で効率的な大会運営が可能となるよう、施設基準（コートから壁までの距離など）の弾力化や配艇制度（ボート競技において全参加者の艇を開催県が準備すること）の見直しなどが必要
- ・多額の経費が必要となる国体において、開催県の負担を軽減する新たな仕組みが必要
- ・ランキングポイント制度の導入や国体を上位大会の予選会として位置付けるなど、トップアスリートが参加しやすい大会とし、国体の魅力を高めることが必要（トップアスリートの参加にインセンティブのある大会）

#### 3 国体開催県における地元選手のレベルアップ支援

- ・国内最高レベルの競技を身近に感じることは、子どもたちのスポーツへの関心と地域におけるスポーツ参加率を高めていくことになるが、多くは中央で開催されており、地方では高い競技レベルの大会を直に「見る」機会が少ない。
- ・（公財）日本体育協会公認の上級指導員等の養成講習会は都市部での開催が多く、地方からの受講は費用的にも、時間的にも負担が大きいため、地方での講習会開催が必要

#### 4 国体開催に向けたスポーツの振興

- ・全国大会の開催は、競技の裾野が広がり、競技力の向上につながるだけでなく、全国から多くの人を訪れることで地域の活性化に寄与するために、福井県内の市町においては、ホッケー、ボート競技について、継続的に全国大会を開催したい意向
- ・小学校では、学級担任が子どもたちの指導に当たるが、年齢や体育が得意でないなどの教諭側の理由で、児童の指導が十分にできない場合がある。
- ・このため授業実技指導を行う支援員を配置することは、体育授業の充実に有効

### 担当部署

総務部 新国体推進課 / 教育庁 スポーツ保健課